

刈谷市障害者計画

第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画

[骨子案]

平成 29 年8月

刈 谷 市

目次

I 障害者計画	1
第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の性格.....	4
3 計画の期間.....	4
第2章 障害のある人等の状況	5
1 障害者・障害児数の推移.....	6
2 市民意識調査からの意見.....	12
3 当事者団体等からの意見.....	20
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念.....	24
2 基本目標.....	25
3 施策の重点課題.....	26
4 施策の体系.....	28
第4章 施策の展開	29
1 暮らしの基盤づくり.....	30
2 自立と社会参加の基盤づくり.....	39
3 人にやさしいまちづくり.....	48
II 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	55
第1章 計画の概要	57
1 計画策定の背景と趣旨.....	58
2 計画の性格.....	61
3 計画の期間.....	61
4 障害福祉サービスの利用状況.....	62
5 地域生活支援事業の利用状況.....	67
6 児童福祉法に基づくサービスの利用状況.....	70
第2章 成果目標の設定	71
1 国の成果目標.....	72
2 本市の成果目標の設定.....	73
第3章 障害福祉サービス等の見込み	76
1 障害福祉サービスの見込み.....	76
2 地域生活支援事業の見込み.....	76
3 第1期障害児福祉計画に関するサービスの見込み.....	76

Ⅲ 計画の推進体制	77
1 計画の広報・周知	78
2 計画の推進	78
3 計画の進捗管理	80
資料編	81
1 策定経過	81
2 懇話会	81
3 用語解説	81

I 障害者計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

わが国では、平成 18 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」批准に向け、平成 21 年に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、さまざまな法整備を進めてきました。その結果、平成 26 年 1 月 20 日に条約に批准し、同年 2 月より効力を生ずることとなりました。その後も、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、平成 28 年 5 月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」の一部改正等、障害者福祉向上への制度改革が進んでいます。また、平成 28 年 7 月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、障害福祉分野でも、障害のある人が地域共生を実現できる環境整備が求められています。

本市では、平成 24 年に「刈谷市障害者計画 第 3 期刈谷市障害福祉計画」を策定、平成 27 年には障害福祉計画を改定した「刈谷市障害者計画 第 4 期刈谷市障害福祉計画」を策定し、さまざまな障害福祉施策を推進してきました。近年では、新たなグループホームの整備、西三河南部西圏域での障害者就業・生活支援センターの設置、自立支援協議会での各専門部会の開催等、障害福祉サービスの充実や地域連携の強化が進んでいます。さらに、平成 30 年には肢体不自由児向けの特別支援学校の開設が予定されています。

一方で、障害のある人や事業者、当事者団体等への調査では当事者や事業者の視点から様々な課題が把握され、今後も継続して、障害のある人が地域で安心して、自分らしく生活できる支援を進めていく必要があります。

以上を踏まえ、本市の障害福祉施策の基本的な方向性を示すものとして、「刈谷市障害者計画」を、障害福祉サービスの提供を円滑に進めるものとして「第 5 期刈谷市障害福祉計画」を策定します。また、「児童福祉法」の一部改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことを踏まえ、児童福祉法に基づくサービスの提供を円滑に進めるものとして、「第 1 期刈谷市障害児福祉計画」を「第 5 期刈谷市障害福祉計画」と一体的に策定します。

(2) 障害者に関連する各種制度・法律等の動向

国では「障害者権利条約」に向け、障害のある人に関連する各種制度・法律等の整備を進めてきました。本計画においては、このような動向を踏まえ、各計画の見直し、策定を行います。

■国と刈谷市の動き

(年度)	国の主な流れ	概要	刈谷市の計画
H18	障害者自立支援法施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。応益負担によるサービス費用の一部が自己負担となる。	障害者計画
H19	学校教育法改正	特別支援教育が始まる。	
	障害者権利条約署名	障害者の権利条約の締結に向けた取り組みが始まる。	
H20	障害者雇用促進法成立	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大される。	第2期障害福祉計画
H21	障害者制度改革	「障がい者制度改革推進会議」が開催される。	
H22	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。	障害者計画
H23	障害者虐待防止法成立	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務を定めた法律が成立する。	
	障害者基本法の一部改正	目的規定や障害者の定義などを見直した改正法が成立する。	
H24	障害者優先調達推進法成立	国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することを定める。	障害者計画
	障害者総合支援法成立	「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障害者の範囲の拡大などを定めた法律が成立する。	
H25	障害者差別解消法成立	差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止などを定めた法律が成立する。	
H26	障害者権利条約批准	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力を生じている。	
H28	障害者雇用促進法改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務化する。	障害者計画
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進める。	

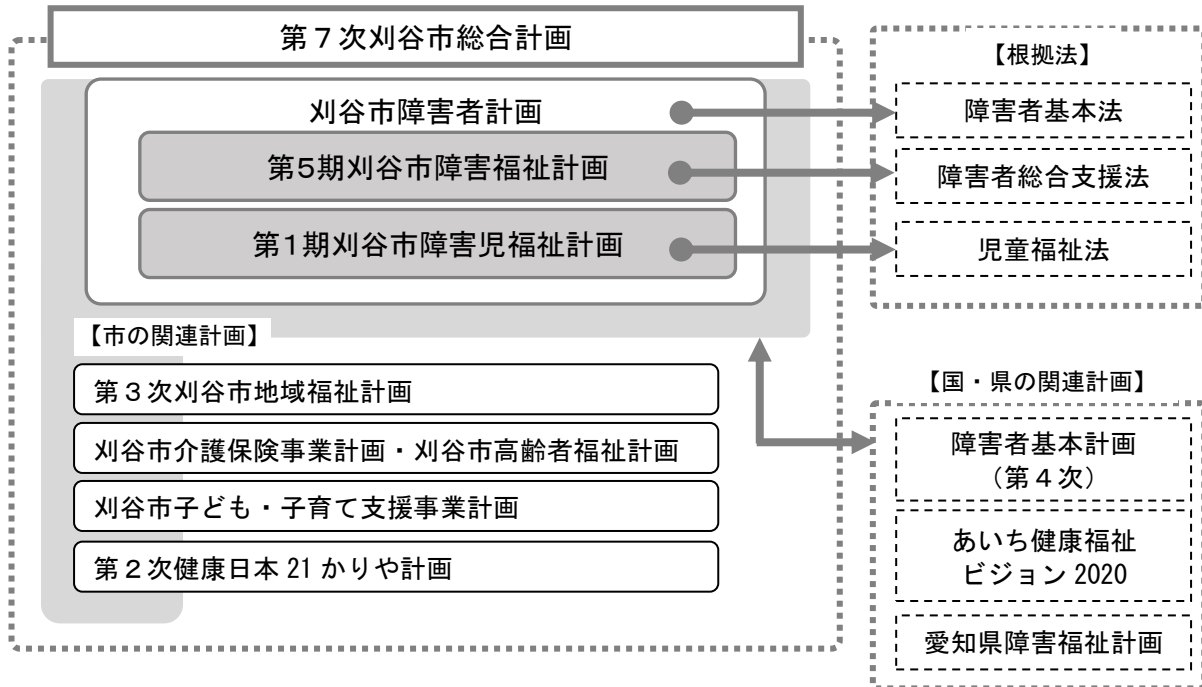
2 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として刈谷市における障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進をめざすものです。

策定においては、国の「障害者基本計画」や、愛知県の「あいち健康福祉ビジョン2020」「愛知県障害福祉計画」等の内容を踏まえて策定しています。また、本市における上位計画である「第7次刈谷市総合計画」の障害者福祉に関する具体的な部門別計画として位置付け、刈谷市における各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定しています。

また、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」は、本計画と合わせて策定する第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画において定めます。

■計画の関連イメージ



3 計画の期間

本計画の計画期間は平成30年度から平成35年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化などを踏まえ、見直しの必要がある際は柔軟に対応します。

H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	
		刈谷市障害者計画							
		第5期刈谷市障害福祉計画 第1期刈谷市障害児福祉計画							

第2章 障害のある人等の状況

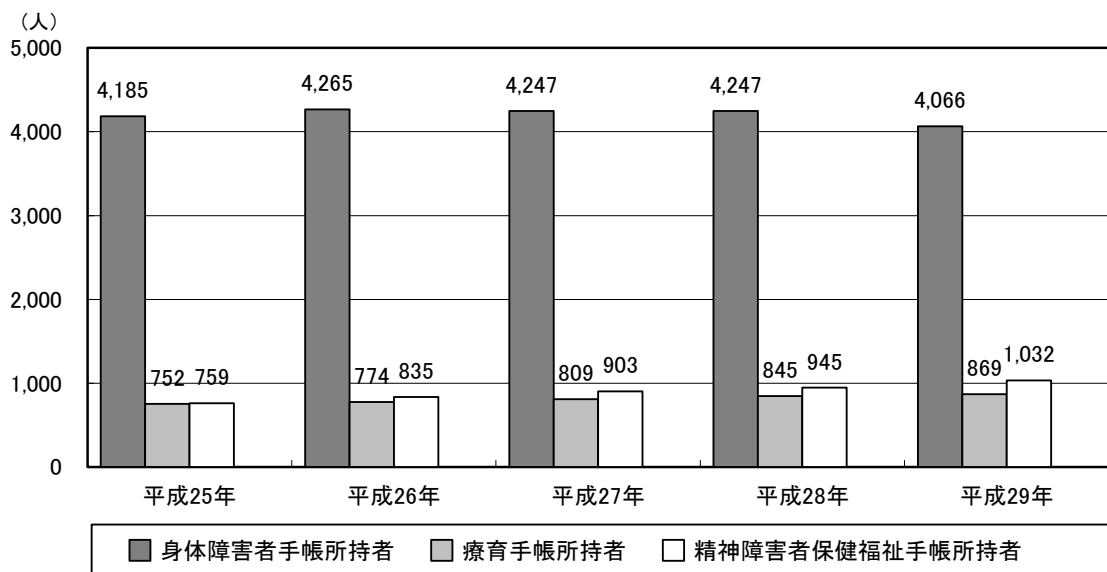
1 障害者・障害児数の推移

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で、身体障害者手帳所持者4,066人、療育手帳所持者869人、精神障害者保健福祉手帳所持者1,032人となっています。身体障害者手帳については市民の約37人に1人、療育手帳については約173人に1人、精神障害者保健福祉手帳については約145人に1人が所持している計算になります。

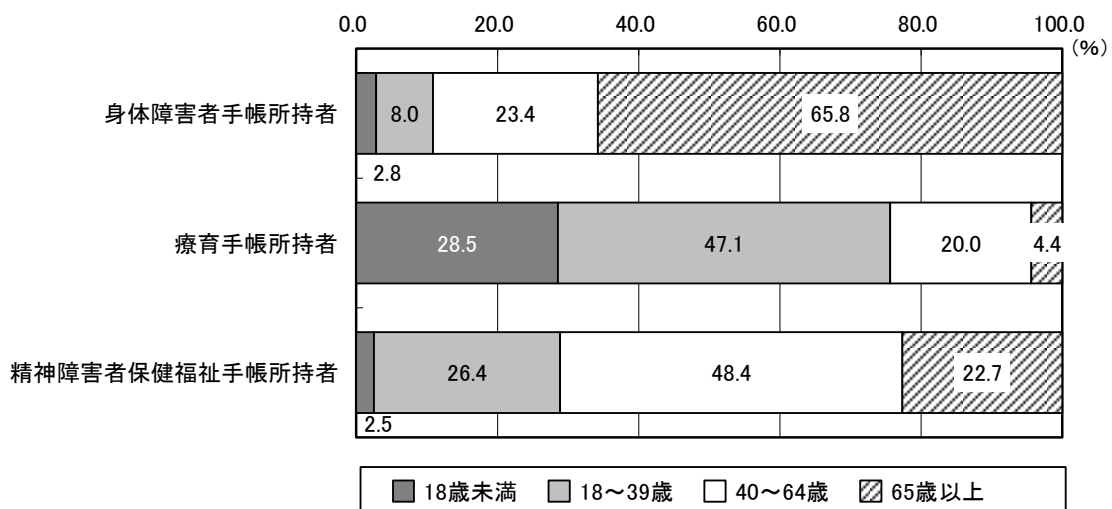
年齢別割合をみると、身体障害者手帳所持者は65歳以上、療育手帳所持者は18歳未満、精神障害者保健福祉手帳所持者は40～64歳が、それぞれ他の手帳と比べて多くなっています。

■各手帳所持者数の推移



資料：各年4月1日現在

■各手帳所持者の年齢別割合（平成29年4月1日）



資料：平成29年4月1日現在

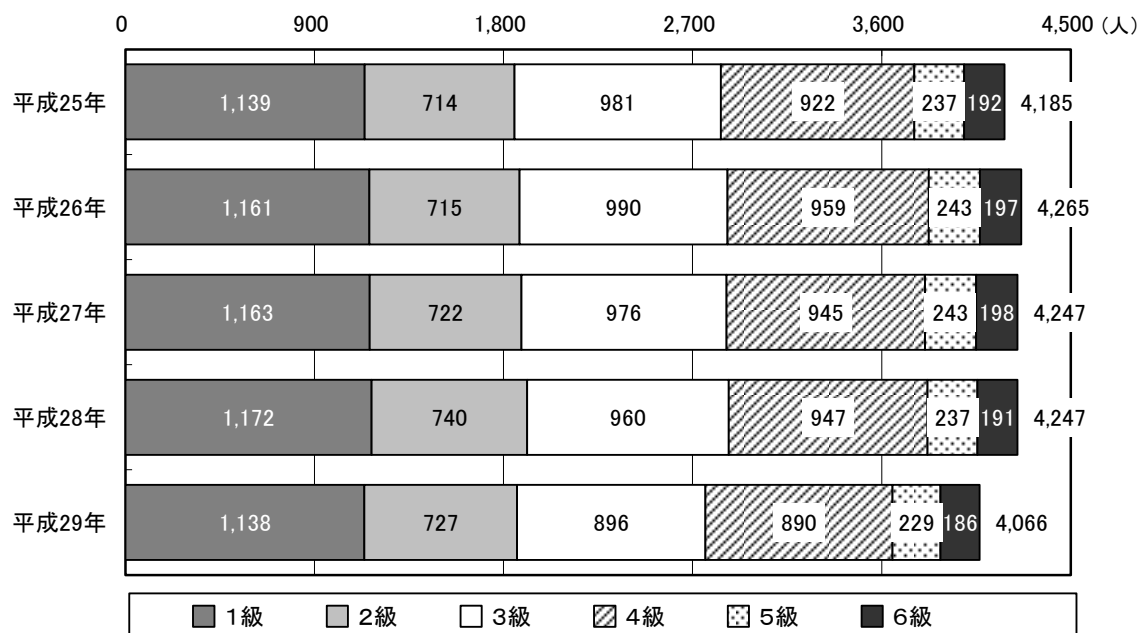
(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、近年減少しています。

等級別にみると、1級の割合が高く、また1～4級の重度・中度が全体の約9割を占めています。

障害種類別にみると、肢体不自由や内部障害の割合が高くなっています。

■障害等級別 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：各年4月1日現在

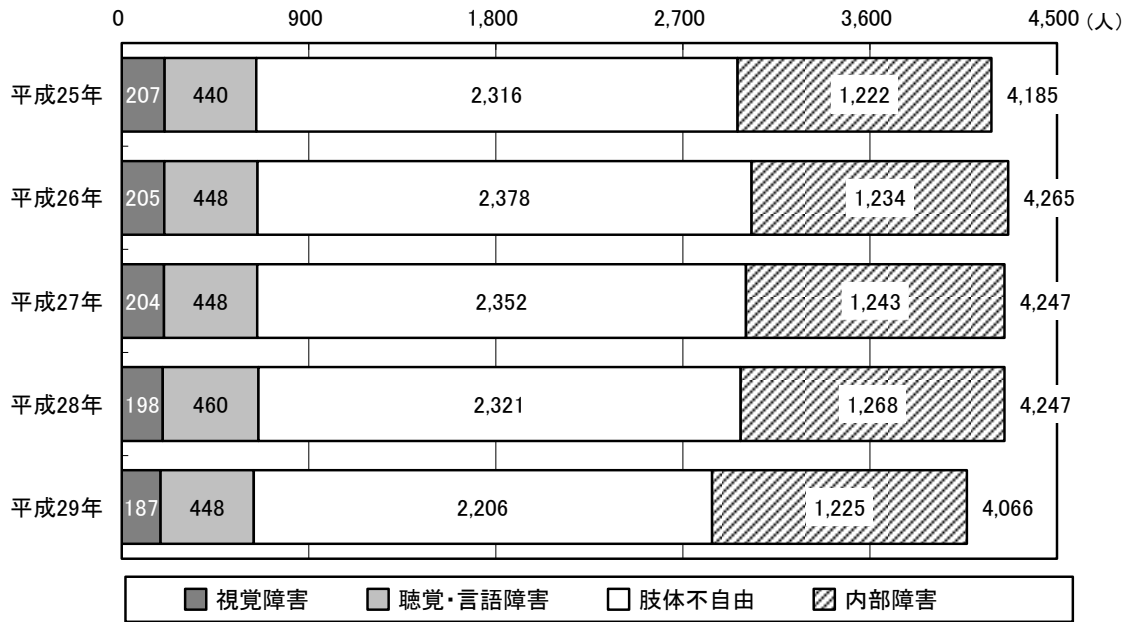
■障害種類別 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障害	18 歳以上	203	200	199	193	183
	18 歳未満	4	5	5	5	4
聴覚・言語障害	18 歳以上	427	436	437	447	437
	18 歳未満	13	12	11	13	11
肢体不自由	18 歳以上	2,249	2,307	2,283	2,247	2,128
	18 歳未満	67	71	69	74	78
内部障害	18 歳以上	1,197	1,208	1,216	1,243	1,203
	18 歳未満	25	26	27	25	22
合計	18 歳以上	4,076	4,151	4,135	4,130	3,951
	18 歳未満	109	114	112	117	115

資料：各年4月1日現在

■障害種別別 身体障害者手帳所持者数の推移

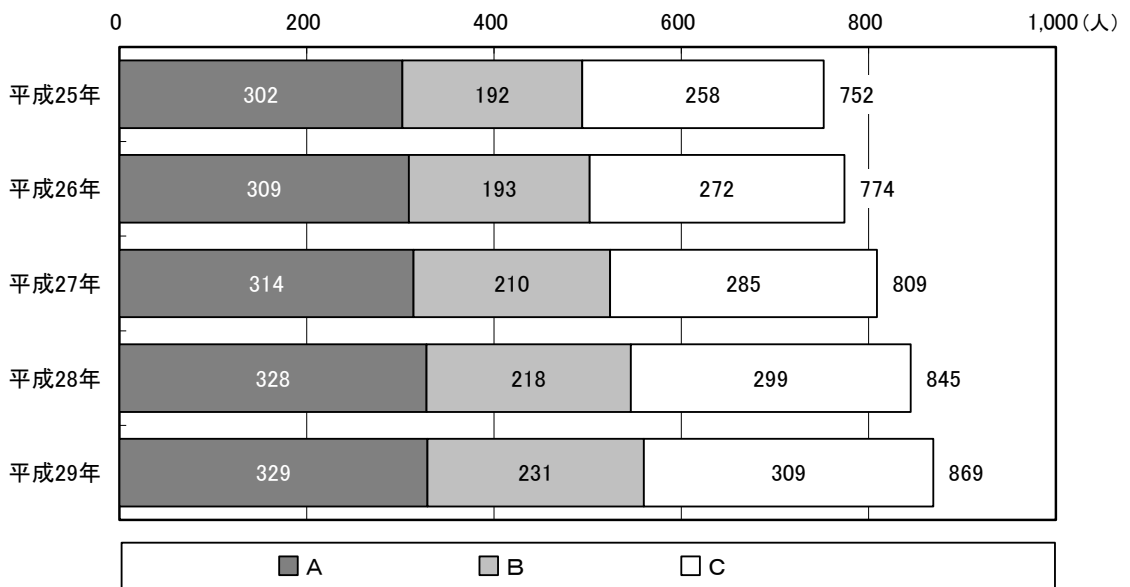


資料：各年4月1日現在

(3)療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、継続して増加しています。
等級別にみると、A、Cの割合が高くなっています。

■障害等級別 療育手帳所持者数の推移



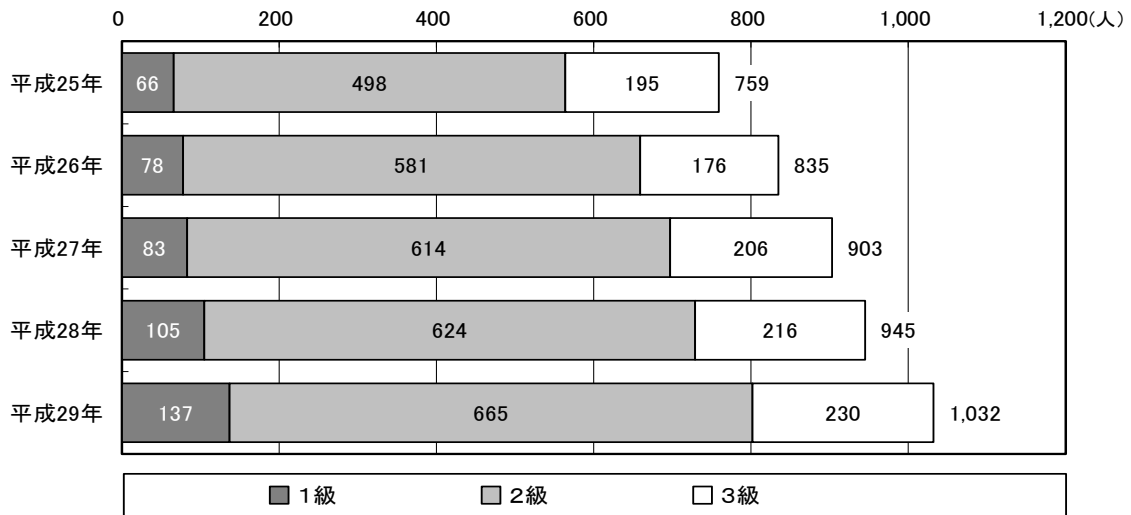
資料：各年4月1日現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、継続して増加しています。

等級別にみると、2級の割合が高くなっています。平成24年度から平成29年度にかけては、1級が2.4倍と大きく伸びています。

■障害等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

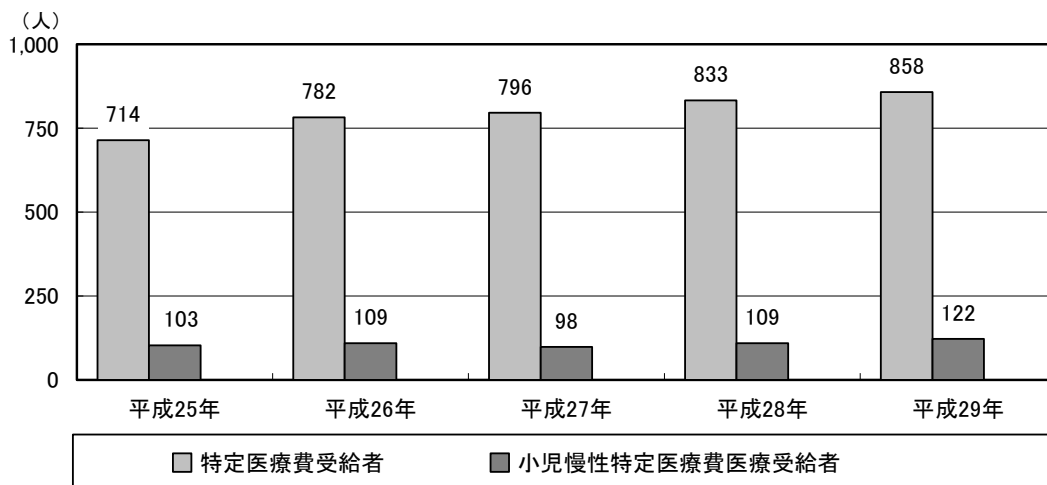


資料：各年4月1日現在

(5) 難病患者等の推移

特定疾患認定患者数は継続して増加しています。小児慢性特定疾患患者数は増減を繰り返しつつも、増加傾向となっています。

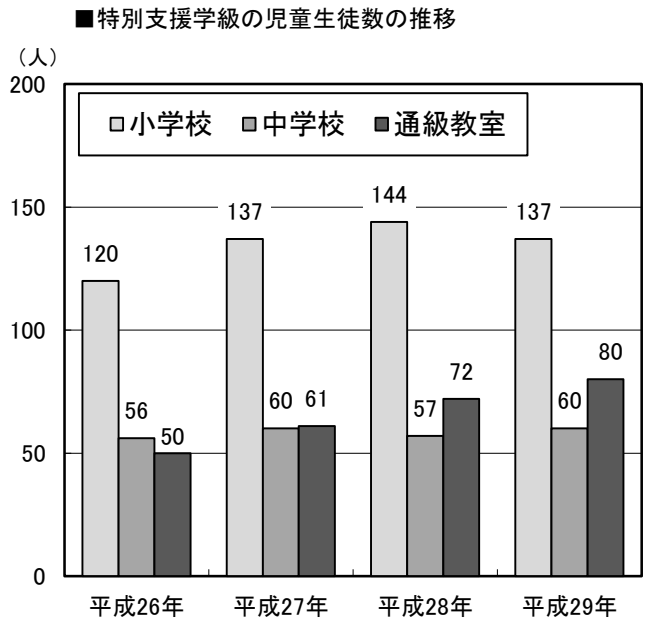
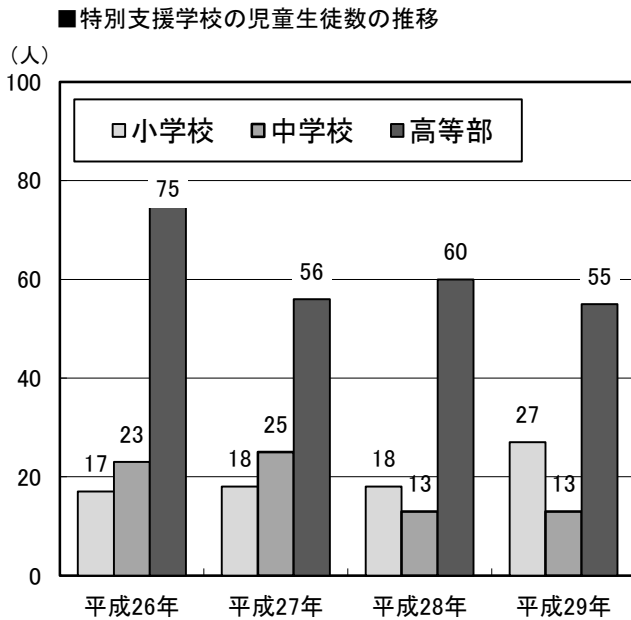
■特定疾患・小児慢性疾患患者数の推移



資料：衣浦東部保健所（各年4月1日現在）

(6) 特別支援学校・特別支援学級の児童生徒数の推移

特別支援学校の児童生徒数は、小学校、中学部、高等部とも年度によってばらつきがみられます。
 特別支援学級の児童生徒数は、通級教室で増加しています。

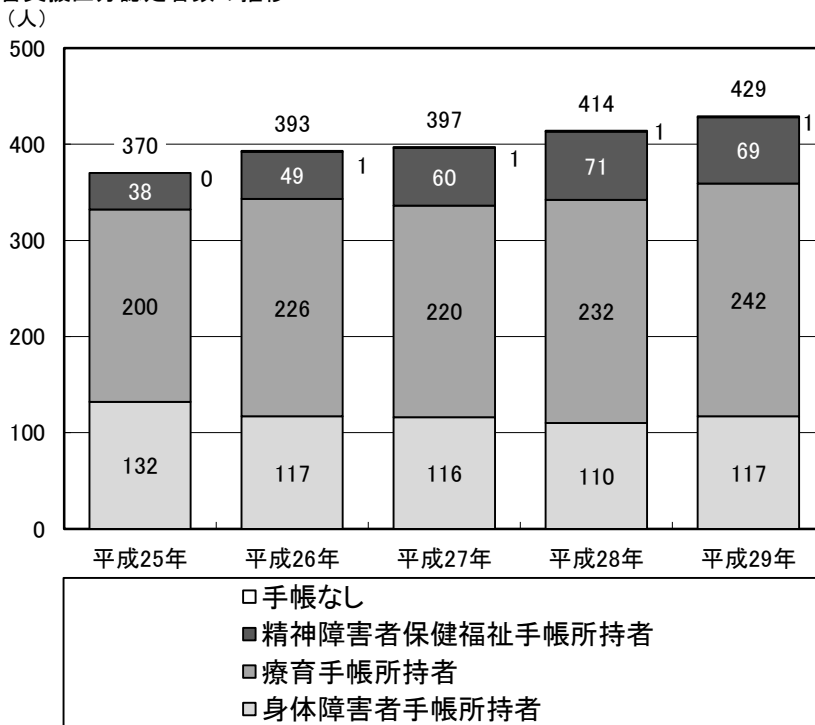


資料：各年5月1日現在

(7) 障害支援区分認定者数の推移

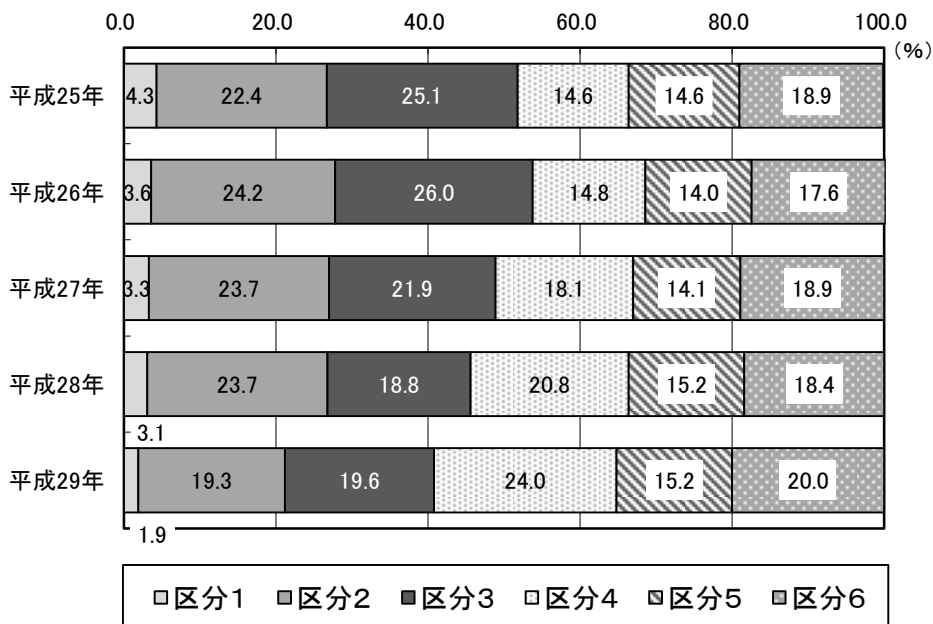
障害支援区分認定者数は、平成29年4月1日現在で429人となっています。障害支援区分を受けている人は増加傾向にあり、障害支援区分割合を経年でみると、区分4の占める割合が増加しています。なお、認定者数は、身体障害者手帳等の手帳所持者や難病患者の合計の1割以下となっています。

■障害支援区分認定者数の推移



資料：各年4月1日現在

■障害支援区分認定者割合の推移



資料：各年4月1日現在

2 市民意識調査からの意見

(1) 市民意識調査の概要

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、障害のある人の生活状況と意見を把握するためアンケート調査を実施しました。

調査対象	平成 28 年 11 月 1 日現在、刈谷市に居住している身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者（18 歳未満は全数、18 歳以上は抽出）
調査期間	平成 28 年 11 月 14 日～12 月 14 日まで
調査の配布・回収方法	郵送
回収結果	身体障害者手帳所持者（回収率 59.2%） 療育手帳所持者（回収率 55.8%） 精神障害者保健福祉手帳所持者（回収率 52.6%）

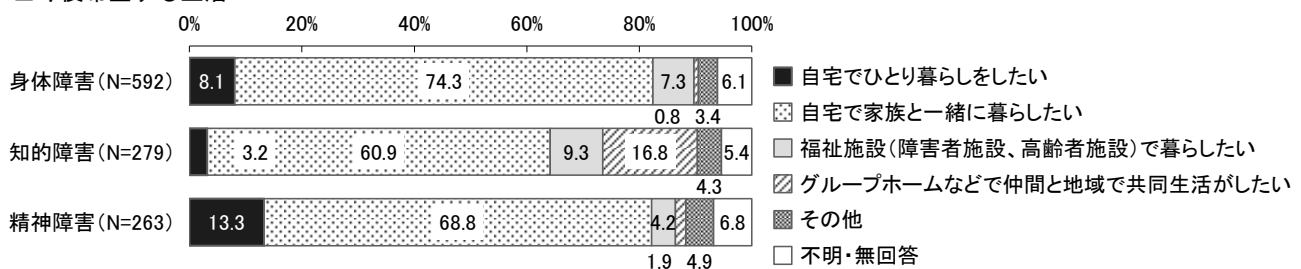
(2) 市民意識調査結果

①生活支援について

○暮らしている場所は、いずれの障害でも「自宅で家族等と暮らしている」が 8 割前後と高くなっています。

○今後希望する暮らし方では、いずれの障害でも「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が 7 割前後と高くなっていますが、知的障害で「グループホームなどで仲間と地域で共同生活がしたい」が 16.8%と他の障害より 3 倍以上ニーズがあります。

■今後希望する生活



○希望の暮らしを実現する条件・支援は、身体障害のある人で「緊急時に助けを求められる体制」、知的障害のある人で「障害のある人に対する地域の理解」、精神障害のある人で「暮らしを実現するための十分な収入」が最も高くなっています。

○悩んでいること、相談したいことでは、全般的に精神障害のある人で数値が高く、特に「自分の健康や治療のこと」「生活費など経済的なこと」が群を抜いて高くなっています。また、身体障害のある人では「自分の健康や治療のこと」、知的障害のある人で「就学や進学のこと」が最も高くなっています。

■悩んでいること・相談したいこと

	身体障害	知的障害	精神障害
第1位	自分の健康や治療のこと (35.6%)	就学や進学のこと (26.9%)	自分の健康や治療のこと (52.5%)
第2位	緊急時や災害時のこと (23.3%)	意思表示ができないこと (25.4%)	生活費など経済的なこと (47.1%)
第3位	生活費など経済的なこと (22.3%)	緊急時や災害時のこと (24.7%)	仕事や就職のこと (36.9%)

②権利擁護について

- 成年後見制度については、「制度も内容も知らない」「制度は聞いたことあるが内容は知らない」を合わせると、身体障害のある人で72.9%、知的障害のある人で68.4%、精神障害のある人で81.3%と、まだ制度が浸透しているとは言えません。
- 成年後見制度の活用については、「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」が身体障害のある人で48.1%、知的障害のある人で72.4%、精神障害のある人で66.2%と、特に知的障害のある人で利用意向が見られます。
- 「障害者虐待防止法」については、「名前も内容も知らない」「名前を聞いたことはあるが、内容も知らない」を合わせると、身体障害のある人で80.6%、知的障害のある人で73.1%、精神障害のある人で84.0%と、認知度が低くなっています。

③生活環境について

- 外出時の交通手段は、いずれの障害においても「自家用車（本人または家族の運転）」が高くなっています。知的障害のある人及び精神障害のある人では「徒歩」「バス・電車」も高くなっています。
- 外出時に困っていることでは、身体障害のある人では「歩道、通路の段差、障害物」「建物の階段・段差」「トイレの利用」といった物理的な障壁によるものが高くなっています。知的障害のある人及び精神障害のある人では「緊急時の対応」「交通手段がない、少ない」が高くなっています。

■外出時に困っていること（「特に困っていることはない」を除く）

	身体障害	知的障害	精神障害
第1位	歩道、通路の段差、障害物 (26.9%)	緊急時の対応 (19.7%)	交通手段がない、少ない (23.6%)
第2位	建物の階段・段差 (21.5%)	交通手段がない、少ない (19.4%)	緊急時の対応 (16.7%)
第3位	トイレの利用 (19.1%)	トイレの利用 (16.5%)	周りの人に手助けを頼みにくい (12.5%)

④保健・医療について

- 医療を受ける上で困っていることでは、いずれの障害でも「いくつもの病院に通わなければならない」が高くなっており、知的障害のある人及び精神障害のある人で、「医師・看護師等に病気の症状を正しく伝えられない」が高くなっています。

■医療を受ける上で困っていること

	身体障害	知的障害	精神障害
第1位	いくつもの病院に通わなければならない (11.8%)	医師・看護師等に病気の症状を正しく伝えられない (23.7%)	医師・看護師等に病気の症状を正しく伝えられない (20.9%)
第2位	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない (10.0%)	医師・看護師等の指示や説明がよくわからない (17.9%)	いくつもの病院に通わなければならない (13.3%)
第3位	医療費の負担が大きい (7.9%)	いくつもの病院に通わなければならない (15.1%)	医療費の助成制度がわかりにくい (9.5%)

⑤サービスについて

○サービスの利用意向は、身体障害のある人では『今後利用したい』（「現在利用していて、今後も利用したい」＋「現在利用していないが、今後利用したい」）は「日常生活用具給付」「計画相談支援」「居宅介護」「短期入所」等で3割前後と他と比べて高くなっています。知的障害のある人では、『今後利用したい』は「日中一時支援」「就労継続支援（A型、B型）」「共同生活援助」等で4割以上と高くなっています。精神障害のある人では、「計画相談支援」「就労継続支援（A型、B型）」「就労移行支援」で3割前後と高くなっています。

⑥雇用・就労について

○就労形態は、身体障害のある人で「企業などで正社員・正職員として働いている」が、知的障害のある人及び精神障害のある人で「企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」が最も高くなっています。その他、精神障害のある人では「就労継続支援A型で働いている（福祉的就労）」、知的障害では「就労継続支援B型で働いている（福祉的就労）」も高く、福祉的就労も多くなっています。

○仕事の悩みや不満は、いずれの障害でも「仕事中の体調の変化に不安がある」が高くなっています。知的障害のある人では「自分の考えや思ったことが伝えられない」、精神障害のある人では「賃金や待遇面で不満がある」も高くなっています。

○障害がある方の就労に向けて必要な配慮では、いずれの障害においても「職場内で障害に対する理解があること」が最も高く、次いで「障害の程度にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」となっています。また、障害のある人の就労定着への配慮では、いずれの障害も「職場内で障害に対する理解があること」「障害の程度にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」「職場に相談できる人がいること」が上位となっており、ソフト面での配慮が特に求められています。

■一般就労・就労定着に求められる配慮

		身体障害	知的障害	精神障害
第1位	就労	職場内で障害に対する理解があること (46.6%)	職場内で障害に対する理解があること (68.5%)	職場内で障害に対する理解があること (61.2%)
	定着	職場内で障害に対する理解があること (48.6%)	職場内で障害に対する理解があること (69.9%)	職場に相談できる人がいること (66.2%)
第2位	就労	障害の程度にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること (43.2%)	障害の程度にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること (64.2%)	障害の程度にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること (55.9%)
	定着	障害の程度にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること (45.9%)	障害の程度にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること (65.6%)	職場内で障害に対する理解があること (58.9%)
第3位	就労	トイレやエレベーターなどの設備が整備されること (32.8%)	職場内でのコミュニケーションや作業の支援があること (53.8%)	障害者向けの求人情報が充実していること (47.1%)
	定着	職場に相談できる人がいること (42.4%)	職場に相談できる人がいること (62.7%)	障害の程度にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること (57.8%)

⑦教育・就学について

○療育について希望することは、身体障害のある人及び知的障害のある人では、「障害の特性に合ったきめ細やかな支援」、精神障害のある人では「障害の早期発見・早期療育システムの確立」が高くなっています。

■療育について求めるもの

	身体障害	知的障害	精神障害
第1位	障害の特性に合ったきめ細やかな支援 (23.1%)	障害の特性に合ったきめ細やかな支援 (55.2%)	障害の早期発見・早期療育システムの確立 (33.5%)
第2位	障害の早期発見・早期療育システムの確立 (22.8%)	日中、療育を受けられる場の充実 (52.3%)	保護者への精神的な支援 (33.1%)
第3位	専門的な医療機関の紹介 (17.7%)	障害やサービスについての情報提供 (45.9%)	障害の特性に合ったきめ細やかな支援 (24.7%) 専門的な医療機関の紹介 (24.7%) 障害やサービスについての情報提供 (24.7%)

○障害のある児童・生徒の就学環境は、身体障害のある子ども及び精神障害のある子どもは「普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と同じ教育やサポートを受けられる環境」といった、ともに学べる環境を求める割合が高くなっていますが、知的障害のある子どもでは「普通学校の特別支援学級において、他の児童・生徒と交流しながら、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境」が高く、より専門的な支援が求められています。

○学校生活等で充実してほしいことは、身体障害のある子ども及び知的障害のある子どもで「障害に対する職員の理解促進」「他の児童・生徒や保護者の理解促進」など、周囲の理解促進についての意見が多く、精神障害のある子どもでは「進学・就職に関する支援」が高くなっています。

⑧スポーツ・文化芸術活動について

- 今後活動したいスポーツや文化芸術活動は、いずれの障害も「コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞」が高く、その他、身体障害のある人及び精神障害のある人で「趣味の同好会活動」、知的障害のある人で「スポーツ教室・大会等への参加」が高くなっています。
- 活動するための条件は、いずれの障害も「身近なところで活動できる」「活動情報の提供」が高くなっています。また、知的障害のある人で「適切な指導者やリーダーがいる」、精神障害のある人で「経済的な負担が少ない」が高くなっています。

⑨障害への理解について

- 障害の理解に必要なと思うことは、いずれの障害も「障害のある人の社会参加（就労・就学など）」が高く、知的障害のある人では「学校での障害に関する教育や情報提供」も高くなっています。全般的に知的障害のある人で数値が高く、障害についての理解促進が特に必要となっています。
- 「合理的配慮の提供」に求めることは、いずれの障害でも「建物、公共交通機関等の利用に関する合理的配慮」が最も高くなっています。なお、知的障害のある人及び精神障害のある人では「就労に関する合理的配慮」も高くなっています。

■障害の理解に必要なこと

	身体障害	知的障害	精神障害
第1位	障害のある人の社会参加（就労・就学など）（30.6%）	学校での障害に関する教育や情報提供（54.1%）	障害のある人の社会参加（就労・就学など）（44.9%）
第2位	学校での障害に関する教育や情報提供（25.0%）	障害のある人の社会参加（就労・就学など）（53.0%）	広報や冊子を通じた障害に対する理解啓発（33.5%）
第3位	広報や冊子を通じた障害に対する理解啓発（22.5%）	福祉施設の地域への開放や地域住民との交流（40.1%）	学校での障害に関する教育や情報提供（30.0%）

⑩地域福祉やボランティア活動について

- 参加したい地域の活動や行事は、いずれの障害でも「地域の行事・イベントへの参加」が6割弱～7割強と最も高くなっています。

■参加したい地域の活動や行事

	身体障害	知的障害	精神障害
第1位	地域の行事・イベントへの参加（59.2%）	地域の行事・イベントへの参加（72.6%）	地域の行事・イベントへの参加（67.6%）
第2位	地域で活動する団体（自治会・子ども会・老人クラブなど）への参加（42.6%）	地域で活動する団体（自治会・子ども会・老人クラブなど）への参加（33.3%）	障害を理解する地域の勉強会や講演への協力（33.8%）
第3位	地域の防災活動への参加（31.4%）	地域の防災活動への参加（24.4%）	地域の行事・イベントの開催の手伝い（24.3%） 地域で活動する団体への参加（24.3%）

- 地域の活動や行事への参加条件は、いずれの障害でも「障害のある人もない人も一緒に活動できる」が高く、さまざまな人との交流が求められています。精神障害のある人では「経済的な負担が少ない」「活動情報の提供」も高く、参加に向けたより現実的な要望が挙げられています。

⑪災害について

○災害時に困ることでは、知的障害のある人の「避難場所で周りの人から障害の理解を得られるか不安」が群を抜いて高くなっています。身体障害のある人では「避難場所の設備が使えるか不安（トイレ・段差など）」、精神障害のある人では「避難場所での薬の確保や医療ケアなどが不安」が高くなっています。障害の違いにより、優先的に求められていることに差が見られます。）

■災害時に困ること

	身体障害	知的障害	精神障害
第1位	避難場所の設備が使えるか不安（トイレ・段差など）（39.0 %）	避難場所で周りの人から障害の理解を得られるか不安（66.3 %）	避難場所での薬の確保や医療ケアなどが不安（45.6 %）
第2位	避難場所での薬の確保や医療ケアなどが不安（35.1%）	避難場所の設備が使えるか不安（トイレ・段差など）（35.5%）	避難場所で周りの人から障害の理解を得られるか不安（40.3%）
第3位	避難場所で周りの人から障害の理解を得られるか不安（26.9%）	災害に関する情報を得ることが難しい（34.1%）	避難場所がわからない（24.0%）

⑫介助者について

○介助者の困りごとは、身体障害のある人で「介助者自身の健康に不安がある」、知的障害のある人で「緊急時の対応に不安がある」、精神障害のある人で「精神的な負担が大きい」が最も高くなっています。障害のある人の特性が介助者の困りごとも表れています。

■介助で困っていること

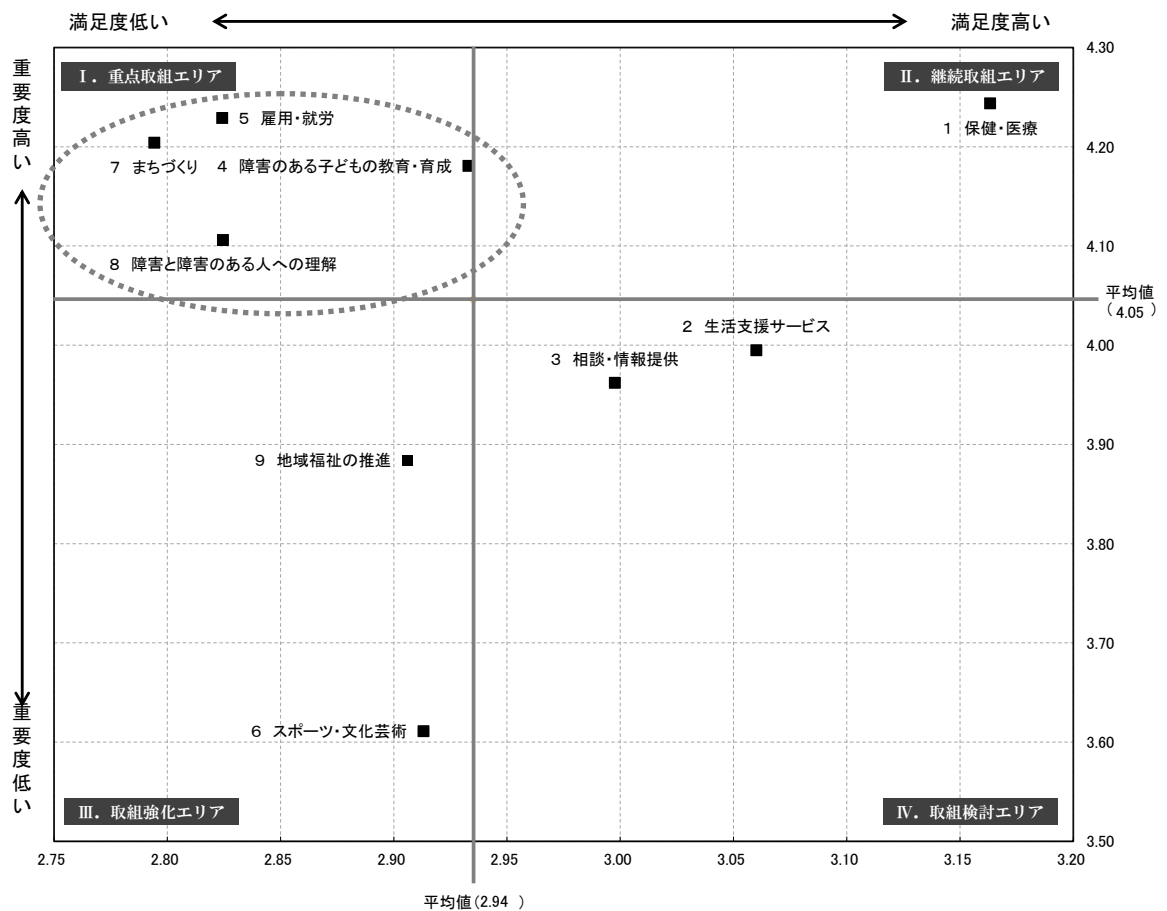
	身体障害	知的障害	精神障害
第1位	介助者自身の健康に不安がある（45.9%）	緊急時の対応に不安がある（55.2 %）	精神的な負担が大きい（43.0 %）
第2位	緊急時の対応に不安がある（36.3%）	精神的な負担が大きい（42.4%）	介助者自身の健康に不安がある（40%）
第3位	精神的な負担が大きい（31.7%）	介助者自身の健康に不安がある（39.5%）	代わりに介助を頼める人がいない（35%）

⑬障害者施策全般について

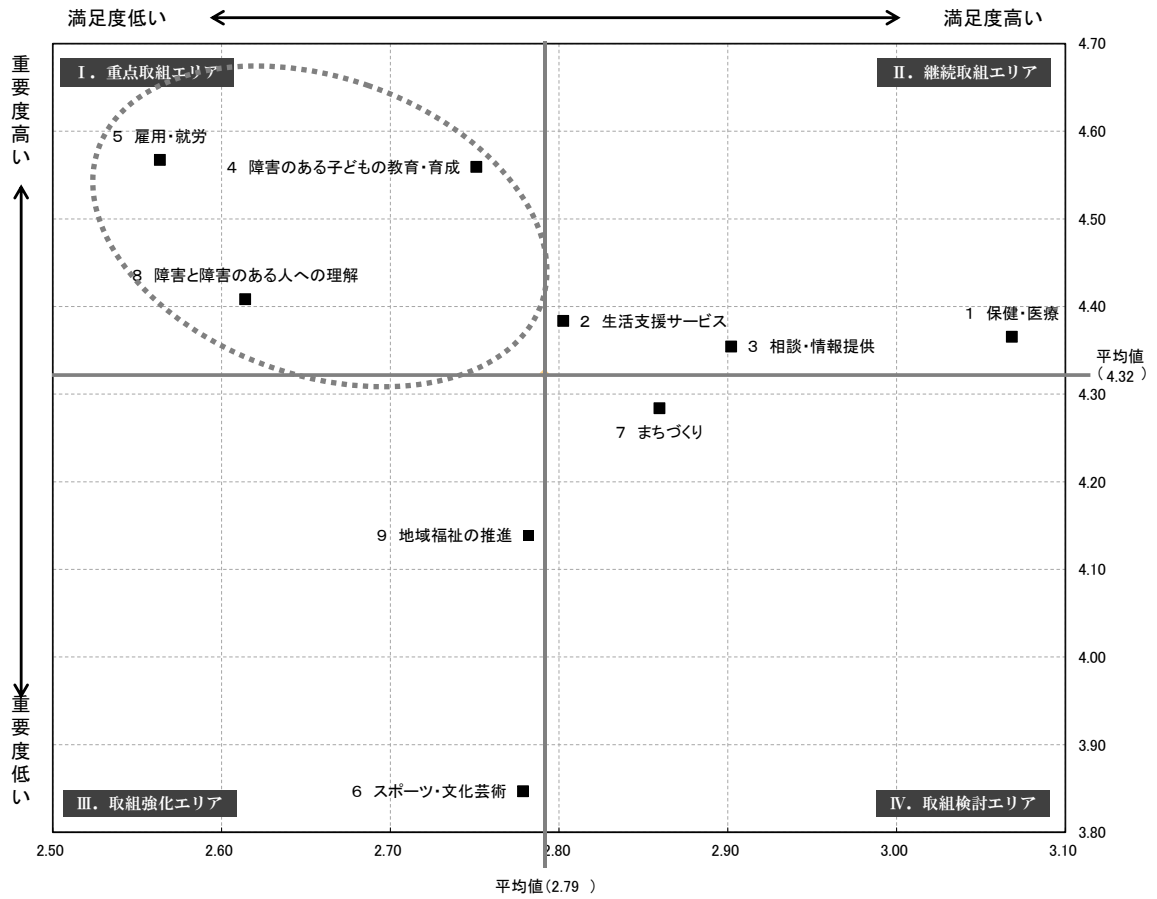
○障害者施策の満足度・重要度から、特に取り組む必要がある施策をみると、いずれの障害でも「雇用・就労」「障害と障害のある人への理解」が、満足度が低く重要度が高い項目として挙がっており、特に力を入れていく必要があります。

○暮らしやすくなるために特に求めることでは、身体障害のある人で「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」、知的障害のある人で「障害のある人に対する周りの人の理解を深めてほしい」、精神障害のある人で「障害のある人が働ける一般企業が少ないので、働ける場所を増やしてほしい」が最も高くなっています。障害がある方に対する経済的支援と、社会全般の障害への理解促進、障害のある人の社会参加の促進が求められています。

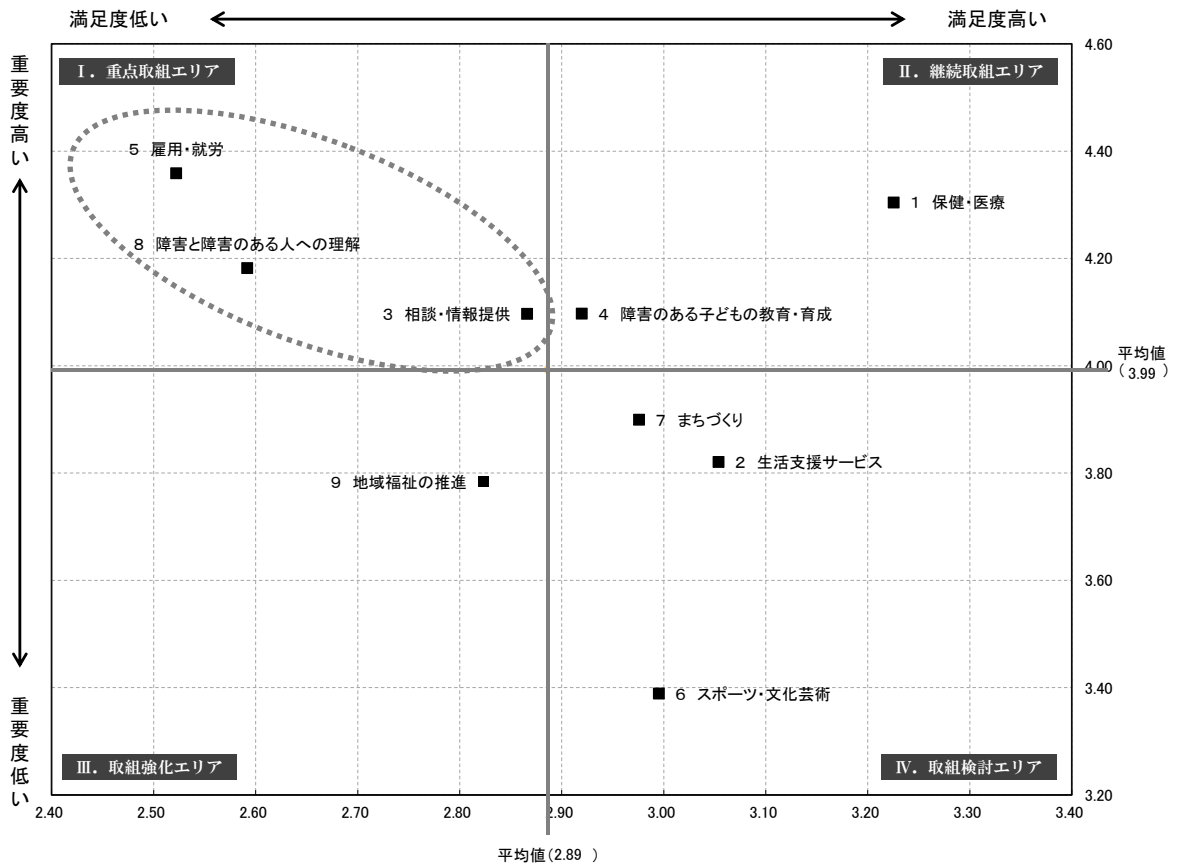
■施策の満足度・重要度（身体障害）



■施策の満足度・重要度（知的障害）



■施策の満足度・重要度（精神障害）



3 当事者団体等からの意見

(1) 当事者団体等ヒアリング調査の概要

障害者にかかる当事者団体、障害福祉サービス提供事業所を対象に、刈谷市における障害者を取り巻く現状や課題、今後の方向性などを把握するためヒアリング調査を実施しました。

調査対象	障害者に関する当事者団体：7 障害福祉サービス提供事業所：38
調査期間	調査シートの配付：平成28年11月14日～11月30日 調査シートに基づく面談による聞き取り調査：平成28年12月12日～12月27日
調査方法	各団体・事業所を対象に調査シートを郵送またはFAXにて配付・回収 調査シートに基づき、いくつかの団体・事業所に面談によるヒアリング調査を実施

(2) 当事者団体等ヒアリング調査結果

①保健・医療について

- 障害の早期発見からの早期療育や早期支援が求められています。
- 障害のある人が安心して受けられる医療体制の整備が求められています。総合病院だけでなく、個人の診療所や専門的な治療を行う医療機関においても障害に対する理解促進が必要です。
- 特に重度の障害を持つ人が医療機関に入院する際、普段行われている支援が引き続き受けられることや個室利用の際の経済的な援助が求められています。

②生活支援サービスについて

- 住まいの確保について、グループホームの要望が特に高くなっています。障害種別ごとのものや、親亡き後に備えた居場所が求められています。ただし、すぐに利用されるかについては明確でない点もあります。また、建設にあたっては保護者等の金銭的負担も伴うべき、という声もあります。
- 短期入所の要望が高くなっています。土日の日中にいる場所がないという意見がありました。今後障害のある人が学校等を卒業していくことで、ますます需要が高まることが見込まれます。
- 買い物や家事支援など、在宅生活を支援するサービスが求められています。
- 強度行動障害の人や、重度の障害を持つ人が利用できるサービスが不足しています。事業所等での質の高いサービスが提供できる人材の育成が求められますが、人材が不足しているため難しくなっています。
- サービスの利用が過剰になっているのでは、という意見が当事者団体・事業所ともに見られました。昔は保護者が世話するのが当たり前となっていました。制度が整うことでサービスを利用することが当たり前となることで、要望も高くなりつつあります。

③相談・情報提供について

- 行政からの情報が不足している、わかりにくいという意見がありました。
- 相談支援を行う人材が不足しています。相談支援がうまく機能することにより、支援や就労等にうまく結び付けられる体制が求められています。
- 気軽に相談できる体制が求められています。また、当事者団体からはピアカウンセリングを行いたいという意見もありました。
- 特に障害児の相談支援体制を充実してほしいという意見がありました。専門的な支援や個々のニーズに応じられる支援が求められています。

④障害のある子どもの教育・育成について

- 刈谷市では療育から保育への移行がしにくい、という意見がありました。また、インクルーシブ教育、統合保育など、障害の有無に関わらず子どもが成長する場が求められています。
- 学校卒業後の雇用や居場所の確保が求められています。

⑤雇用・就労について

- 就労移行支援が機能するなどにより、障害のある人の就労は拡大しています。今後も引き続き地元企業への就労を促進するとともに、就労後の定着支援が求められます。
- 一般就労の雇用先の確保とともに、福祉的就労の質を高めることも求められています。
- 一度就労した人が仕事を辞めた後に何の支援にもつながらずひきこもりや孤立している状況が見られます。

⑥スポーツ・文化芸術活動について

- パラリンピックが開催され、障害のある人のスポーツの認知が高まっているが活動できる場所や機会が不足している。

⑦まちづくりについて

- 各事業所で何らかの災害時に備えた対策が行われています。一方で、障害の特性に合わせた避難場所の確保や、災害に備えた備品や設備が必要であるという意見や、連携体制の整備を求める意見がありました。
- 当事者団体でも避難訓練等が行われていますが、地域の理解促進や連携が求められています。また、実際に災害が起こると避難所では避難できないという意見がありました。
- 移動支援についての要望は高く、事業所へ通うことを考慮した公共バスの本数やルートの充実が求められています。
- 市内のバリアフリーは昔と比べて進んできているという意見がありました。一方で、駅周辺や道路のバリアフリー化や自動車や自転車のマナーを高めることについても意見がありました。
- 合理的配慮については、ハード面での整備を進めるとともにソフト面での意識・配慮を持つことが大切となっています。また、障害や個々で求められる配慮は大きく異なっています。

⑧障害と障害のある人への理解について

- 障害についての理解を促進する講座の充実が求められています。
- 障害のある人が関わるイベント等は実施されていますが、物販などで障害の理解につながっているのかがわからないという意見がありました。

⑨地域福祉の推進について

- ボランティア活動の促進が求められています。
- 地域との交流は、事業者によって行われているところもありました。障害の有無に関わらず地域で交流できる場や機会が求められています。
- 関係者同士の連携は行われていますが、より市内の障害福祉に関わる組織が密に連携することが求められています。

⑩その他

- 全体として、事業所の人材不足によるサービス提供の不十分さが課題となっています。また、強度行動障害や重度な障害にも対応できる特に高度なスキル・技術を要する人材を育成することが急務となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

刈谷市ではこれまで「ノーマライゼーション」を障害者計画の基本理念とし、障害者福祉施策を推進してきました。その結果、さまざまな専門的な機関が整備され、関係機関の連携体制が構築されるなど一定の成果はみられています。一方で、解決すべき課題はまだ多くあります。そこで、本計画においても引き続き「ノーマライゼーション」を基本理念とし、障害のある人の暮らしを支援します。

基本理念

ノーマライゼーション

* 障害のあるなしにかかわらず、地域や家庭で普通の暮らしができる社会をめざす

めざす姿

共に暮らせるまち 刈谷

* すべての市民が人格と個性を尊重されるまちづくりを進め、障害のあるなしにかかわらず
いきいきと働き、あらゆる活動に参加でき、安心して暮らせる刈谷市をつくる

2 基本目標

基本目標1 暮らしの基盤づくり

障害のある人もない人も安心して暮らすことができるよう、障害を予防・軽減する保健・医療施策の推進、障害のある人の暮らしを支える障害福祉サービス等の提供、相談支援や情報提供を行います。

基本目標2 自立と社会参加の基盤づくり

障害のある人がいきいきと暮らすことができるよう、障害の特性に合った療育や学校教育体制の整備、障害のある人の自立や社会参加につながる雇用・就労の推進、暮らしを豊かにするスポーツや文化芸術活動の機会の充実を図ります。

基本目標3 人にやさしいまちづくり

障害のある人が地域社会の一員として生活することができるよう、物理的な環境の整備や災害時への対策などのまちづくり、地域住民の障害への理解促進、地域でお互いが支えあって暮らすための地域福祉の推進を図ります。

3 施策の重点課題

刈谷市の現状・課題を受け、本計画期間中に特に取り組むべき重点課題を「障害のある人の継続的な雇用・就労の拡充」「障害に対する理解の促進と虐待・差別の防止」「地域で暮らす体制の整備」「障害のある子どもへの切れ目のない支援とニーズに応じた療育・保育・教育の場の整備」とします。

重点課題① 障害のある人の継続的な雇用・就労の拡充

施策 雇用・就労 障害と障害のある人への理解

学校卒業後の受け皿として、雇用の場が求められ、現在就労していない人でも就労意欲がある人もいるため、今後も就労の受け皿を確保していくことが、障害のある人にとって、経済的自立や社会的自立につながるだけでなく、生きがいや社会との関わりを持つことができます。このためにも、能力と適性に応じて、障害のある人が就労し、仕事を継続できるための体制整備を進めていきます。

<具体的な取り組み>

- ①学校、一般企業、障害者就業・生活支援センター・就労移行支援事業所、ハローワーク等とのネットワークの構築
- ②自立支援協議会の就労支援部会の活動内容の充実
- ③企業内での障害及び障害のある人への理解促進

重点課題② 障害に対する理解の促進と虐待・差別の防止

施策 相談・情報提供 障害と障害のある人への理解

障害のある人が尊厳を持ち、地域でその人が望む充実した生活を送るためには、障害に対する理解の促進と虐待・差別の防止の取り組みが欠かせません。このためにも、虐待と差別の防止の取り組みについて広く市民への周知・啓発を行い、虐待・差別の防止を強化していきます。また、幼少期から地域や学校において、さまざまな人とふれあいながらともに過ごす時間を通じて、障害に対する理解を深める取り組みを進めていきます。

<具体的な取り組み>

- ①障害に関する周知・啓発
- ②合理的配慮の理念の浸透

重点課題③ 地域で暮らす体制の整備

施策 生活支援サービス 障害と障害のある人への理解

障害のある人が住み慣れた地域で自立し安心した生活を送るためには、障害のある人の視点に立った福祉サービスの提供が必要であるとともに、地域における理解が欠かせません。このためにも、訪問系サービスの充実のために、事業所の確保を図るほか、利用者の希望に沿ったサービスの提供に努めるとともに、事業所の理解を得ながら、グループホーム等の整備を進めます。また、障害のある人の地域での生活に向けて、地域の理解を深める啓発に取り組みます。

<具体的な取り組み>

- ①グループホーム等の整備
- ②精神障害のある人をはじめとした地域移行支援の拡充
- ③地域生活支援拠点の整備

重点課題④ 障害のある子どもへの切れ目のない支援とニーズに応じた療育・保育・教育の場の整備

施策 障害のある子どもの教育・育成

障害のある子どもが乳幼児期から学齢期にいたるまで一貫してよりよい支援を受けられるようにするためには、関係機関における情報共有が大切であり、切れ目のない支援が必要となります。このためにも、障害の早期発見と早期療育の充実を図るとともに、福祉と教育が連携し、ライフステージに応じた支援が引き継がれるよう体制の整備を図ります。

<具体的な取り組み>

- ①自立支援協議会の子ども部会の機能の向上
- ②ライフステージ移行に対応できる情報共有の体制整備

4 施策の体系

目標	施策	施策の方向性
1 暮らしの基盤づくり	(1) 保健・医療	① 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進
		② 健康の保持・増進
		③ 医療サービスの充実
	(2) 生活支援サービス	① 訪問系サービスの充実
		② 日中活動系（通所系）サービスの充実
		③ 短期入所等の充実
		④ 生活の場の確保
		⑤ その他の生活支援
		⑥ 障害のある人の地域移行
(3) 相談・情報提供	① 相談支援体制の充実	
	② 情報提供の充実	
	③ 障害のある人の権利擁護	
2 自立と社会参加の基盤づくり	(1) 障害のある子どもの教育・育成	① 早期療育の充実
		② 学校教育の充実
		③ 子育て支援の充実
	(2) 雇用・就労	① 雇用の場の拡大
		② 個々に応じた就労支援
		③ 総合的な就労支援施策の推進
	(3) スポーツ・文化芸術活動	① スポーツ・文化芸術活動の推進
		② 参加しやすい環境の整備
	3 人にやさしいまちづくり	(1) まちづくり
② 安全な移動の確保		
③ 防災・防犯対策の推進		
(2) 障害と障害のある人への理解		① 広報・啓発の推進
		② 福祉教育の推進
		③ 交流活動の推進
(3) 地域福祉の推進		① 地域福祉活動の推進
		② 関係団体との連携

第4章 施策の展開

1 暮らしの基盤づくり

(1) 保健・医療

●● 現状・課題 ●●

- 定期的な健康診断や、健康に関する相談は、障害の予防と重度化の防止につながります。特に幼少期は、障害等を早期に発見することで、適切な療育に結びつけることができます。
- 本市では、乳幼児健診をはじめとした健康診断やさまざまな相談を通じた障害の早期発見と療育を進めています。平成 28 年度に市内の障害のある人に実施したアンケート（以下、「アンケート」という。）によると、特に知的障害のある人では「乳幼児健診」で障害に気づく人が多くなっています。また、平成 28 年度に当事者団体、事業所に実施したヒアリング調査（以下、「ヒアリング」という。）では、障害の早期発見からの早期療育や早期支援が求められています。乳幼児健診の受診率は 97～99%となっているため、今後も受診の働きかけを継続していくことが大切です。
- 近年増加がみられる発達障害については、国で「発達障害者支援地域協議会」の設置等、支援の一層の充実が求められています。本市でも関係課が連携した支援や保護者に対する理解促進が求められます。
- 成人に対する障害の予防、支援については、健康診査やこころの健康づくりに対する取り組みを進めています。精神障害のある人が手帳交付を受けた年代は 20～30 歳代が多いため、特に働き盛り世代や子育て世代に対して、身体への働きかけだけでなく、心の健康についても相談等を充実させていくことが大切です。
- 障害のある人に対する医療体制の整備については、アンケートでは知的障害のある人、精神障害のある人で医師・看護師との意思疎通が課題にあがりました。ヒアリングでも、あらゆる医療機関での障害に対する理解が進むことが求められています。また、重度の障害を持つ人への入院時の支援や医療費の経済的な援助が必要です。障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、重度訪問介護については医療機関への入院時も一定の支援が可能となるため、制度の周知や利用を促進していく必要があります。

●● 取組みの内容 ●●

① 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

No.	事業名	方向性	担当課
1	乳幼児健康診査	○ 4 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を実施し、障害の早期発見、早期療育につなげるとともに、育児不安のある保護者の支援を行います。 ○ 未受診者の把握と受診率の向上に努めます。	子育て支援課
2	健康診査後の指導	○ 乳幼児健康診査等で把握した、経過観察が必要と思われる子どもとその保護者に対し、「どんぐりルーム」、健康相談等を開催します。さら	子育て支援課

No.	事業名	方向性	担当課
		に、内容の充実に努めるとともに、一人ひとりに応じた支援を行います。	
3	発達障害等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○発達の遅れやその疑いのある子どもが適切な支援を受けられるよう、「ラッコちゃんルーム」や「ことばの相談室」等を開催します。 ○発達障害や高次脳機能障害について、県や関係団体との連携のもと情報提供等を行い、幅広く市民への知識の普及に努めます。 	子育て支援課 福祉総務課
4	成人の健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病の予防に向け、特定健康診査、特定保健指導を実施します。健診実施率、保健指導実施率の向上に努めます。 ○障害の原因となる疾病の予防に向け、大腸がん検診等のがん検診、脳ドックを行います。がん検診の受診率の向上に努めます。 	国保年金課 健康推進課

②健康の保持・増進

No.	事業名	方向性	担当課
5	訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問指導を行い、育児に関する相談を行います。 ○支援が必要な子どもや保護者に対しては、保健師が継続した訪問や相談を行います。 	子育て支援課
6	心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○市民健康講座等を通じ、心の健康づくりに関する啓発と知識の普及に努めます。 	健康推進課 子育て支援課

③医療サービスの充実

No.	事業名	方向性	担当課
7	医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○愛知県が実施する心身障害者・精神障害者医療費助成のほか、市独自の医療費助成制度により障害のある人の経済的負担を軽減します。 ○国の制度改革等の動向を踏まえ、必要に応じて適正かつ効果的な制度へと見直しを行います。 	国保年金課
8	訪問歯科診療	<ul style="list-style-type: none"> ○歯科医師会が行うねたきり老人や障害のある人の自宅への訪問歯科診療事業を支援し、安心して歯科診療を受けられる体制を整備します。 	健康推進課
9	訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害のある人に対して、医療機関等が行う訪問看護について周知を図ります。 	福祉総務課

(2)生活支援サービス

●●現状・課題●●

- 障害のある人等が地域で安心して暮らしていくため、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスをはじめとした生活支援サービスを提供しています。
- アンケートによると、今後希望する暮らし方ではいずれの障害でも「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が高く、利用が増加している居宅介護をはじめとした訪問系サービスを充実させていくことが求められます。また、ヒアリングでは、通学や通所の移動手段や、移動支援員が不足しているという意見がありました。障害のある人の社会参加を促進するためにも、移動支援の充実が課題となっています。
- 障害のある人の日中の活動の場としては、生活介護や地域活動センターがあります。生活介護の利用者が増加していることや、アンケートでは知的障害のある人、精神障害のある人で「地域活動支援センター」の利用意向が高いことを踏まえ、事業所や人材を確保していく必要があります。
- ヒアリングでは、短期入所支援や日中一時支援の事業所が不足しているという意見がありました。また、強度行動障害や重度の障害のある人等が利用できる事業所の創設や、対応できる人材の確保・育成も課題となっています。
- 障害のある人の住まいでは、グループホームを求める意見が多くなっています。アンケートでは特に知的障害のある人の要望が高く、ヒアリングでは障害の特性に合ったものや、親亡き後の居場所としてグループホームの整備が求められています。一方で、整備された後もすぐに利用につながらない状況もみられるため、障害のある人やその家族の意向を踏まえて整備を検討する必要があります。
- 国では障害のある人の地域生活への移行を進めています。本市では地域生活支援拠点が設置されていないため、自立支援協議会等で検討し設置を進めていくことや、地域移行支援、地域定着支援等の各種サービスを充実していくことが課題となります。

●●取組みの内容●●

①訪問系サービスの充実

No.	事業名	方向性	担当課
10	居宅介護等	○介護給付による居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、地域生活支援事業による生活サポート、移動入浴サービスの訪問系サービスを行い、障害のある人の自宅での生活を支援します。	福祉総務課
11	移動支援等	○介護給付による行動援護、同行援護及び地域生活支援事業による移動支援を実施し、障害のある人の外出を支援します。	福祉総務課

②日中活動系（通所系）サービスの充実

No.	事業名	方向性	担当課
12	自立訓練・生活介護等	○自立訓練、生活介護、療養介護等を行い、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
13	地域活動支援センター	○地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の機会の提供、機能訓練、社会との交流を促進します。	福祉総務課
14	障害福祉施設の整備、充実	○障害のある人の自立支援の拠点となる施設の充実に努め、相談や訓練などの支援を行います。 ○老朽化した施設の整備計画を進めます。	福祉総務課

③短期入所等の充実

No.	事業名	方向性	担当課
15	短期入所	○家で介護を行う人が病気などの場合に、短期間、施設への入所ができる短期入所の適切なサービス提供を推進します。 ○重度心身障害児者等が短期入所を利用しやすい環境整備に努めます。	福祉総務課
16	日中一時支援	○地域生活支援事業の一つとして、日中、障害者支援施設等において障害のある人（就学児以上）に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業の適切なサービス提供を推進します。	福祉総務課

④生活の場の確保

No.	事業名	方向性	担当課
17	グループホーム【重点】	○地域において自立して暮らせるよう、住まいの場となるグループホームの整備を促進します。	福祉総務課
18	住宅改修費の支給	○個人の住宅の居室、浴室、トイレ等を障害のある人用に改修する場合に住宅改修費を支給します。	福祉総務課
19	施設入所支援	○施設への入所が必要な障害のある人が円滑な施設利用ができるよう、環境を整備します。 ○事業者との連携のもと、地域の中での入所施設の機能や役割について検討します。	福祉総務課
20	市営住宅の障害者向け改修	○通路等のバリアフリー化やエレベーターの設置がなされている市営住宅を、障害のある人や高齢者向けの住戸として入居を推進します。	建築課

No.	事業名	方向性	担当課
21	障害のある人の市営住宅への優先入居	○障害のある人や高齢者で、入居要件に該当する方に対し、市営住宅への優先入居を行います。 ○県との連携のもと、民間住宅への入居支援の充実を図ります。	建築課
22	強度行動障害児者等への支援	○強度行動障害児者等が各種福祉サービス等を利用しやすい環境整備に努めます。	福祉総務課

⑤その他の生活支援

No.	事業名	方向性	担当課
23	聴覚障害者へのコミュニケーション支援	○手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図ります。	福祉総務課
24	ボランティア団体への活動支援	○ボランティアガイドを務めるボランティア団体への活動支援を通じ、視覚障害のある人や脳性まひ者等全身障害者の社会参加や外出を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
25	補装具費の支給	○障害のある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理に要した費用の一部について補装具費を支給します。	福祉総務課
26	日常生活用具費の支給	○日常生活上の便宜を図るため、障害のある人に対し介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の購入に要した費用の一部について日常生活用具費を支給します。	福祉総務課
27	自動車運転免許取得費等の支給	○身体障害のある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成します。 ○身体障害のある人が就労等のために自ら運転する自動車の改造、または重度の身体障害のある人の介護者が本人の移動のために自動車を改造、もしくは購入する場合、その経費の一部を助成します。	福祉総務課
28	福祉タクシー料金の助成	○電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害のある人に対し、福祉タクシー券を交付し、経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。	福祉総務課
29	各種手当への給付	○障害のある人の経済的負担を軽減し、地域で安定した生活が送れるよう、国・県の各種手当に加え、	福祉総務課

No.	事業名	方向性	担当課
		<p>市で心身障害者扶助料を支給します。</p> <p>○難病のある人に対し、難病見舞金を支給します。</p>	
30	高齢者・障害者単身世帯等の戸別収集	<p>○家庭から出るごみや資源を集積場所まで運ぶことが困難な高齢者・障害者単身世帯等に対し、戸別の収集を行います。</p> <p>○利用世帯数の増加に応じて収集体制等の検討を行います。</p>	ごみ減量推進課
31	地域生活支援拠点の整備【重点】	<p>○障害者の地域生活を支援する機能を備えた地域生活拠点等を整備します。</p>	福祉総務課

⑥障害のある人の地域移行

No.	事業名	方向性	担当課
32	障害のある人の地域移行【重点】	<p>○医療機関等との連携のもと、障害のある人の地域生活への移行支援及び定着支援に向け、各種サービスの充実を図ります。</p> <p>○施設入所者や、病院に入院している障害のある人の地域移行を進める事業（地域移行、地域定着支援、自立生活援助）を推進します。</p>	福祉総務課

(3)相談・情報提供

●●現状・課題●●

- 障害のある人が安心できる地域生活や生きがいを得られる社会参加にあたって、相談支援は適切なサービスや支援を受けたり、情報を入手するはじめての一步となります。本市では平成 28 年度に基幹相談支援センターが設置され、障害に関する総合的な相談窓口として機能しています。その他にも、市の福祉総務課や市内の相談支援事業所が障害のある人の相談に対応しています。一方、アンケートでは、いずれの障害も「どこに相談したらよいかわからない」が1割前後みられたため、相談窓口の周知が求められます。ヒアリングでは、気軽な相談窓口が求められているため、ピアカウンセリングなど当事者団体等と連携した体制の構築が必要となります。
- 平成24年度より障害福祉サービスの支給決定の前にサービス等利用計画案を作成することが義務付けられ、利用者が増加傾向にありましたが、計画相談支援を提供する特定相談支援事業者の不足が課題となっています。相談支援は適切なサービス利用や、就労移行への要となるため、人材の確保・資質の向上が求められます。
- 障害のある人への情報提供については、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され「合理的配慮」を踏まえることが求められています。アンケートでは、福祉サービス等の情報の入手先は、いずれの障害も「市民だより」が多くなっています。一方ヒアリングでは、行政からの情報が不足しているという意見や、サービスや市内の事業所等がまとめられたガイド等を求める意見がみられました。障害のある人やその家族、事業所等の声を聞きながら、情報提供体制を強化する必要があります。
- アンケートでは、知的障害のある人で「生活費などお金の管理」「日常の暮らしに必要な事務手続き」「緊急時の避難・連絡」に介助を求める人が多くなっています。成年後見制度はこうした不安を抱えた、判断能力が不十分である人を保護する制度ですが、アンケートによると、認知度は1～2割と、制度が浸透しているとはいえない状況です。特に知的障害のある人では利用意向が高くなっているため、制度の啓発や利用に対する円滑な手続きの整備が必要となります。

●●取組みの内容●●

①相談支援体制の充実

No.	事業名	方向性	担当課
33	刈谷市障害者自立支援協議会の運営	○保健、医療、学校、企業、就労支援などの関係者、相談支援事業者、サービス事業者、当事者団体、行政機関などで構成する刈谷市障害者自立支援協議会において、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりを進めます。	福祉総務課
34	障害者相談支援事業	○特定相談支援事業所等との連携のもと、障害のある人からの相談に対応し、助言や情報提供等の支援を行います。 ○特定相談支援事業所との連携を強化し、障害のあ	福祉総務課

No.	事業名	方向性	担当課
		<p>る人のニーズや特性に応じたサービス等利用計画の作成を行うとともにモニタリングを実施し、障害のある人を取り巻く環境の変化等に対応します。</p> <p>○特定相談支援事業所の体制強化に努めます。</p>	
35	障害児相談支援事業	<p>○障害児相談支援事業所、特定相談支援事業所との連携のもと、障害のある子どもやその保護者からの相談に対応し、助言や情報提供等の支援を行います。</p> <p>○障害児相談支援事業所、特定相談支援事業所との連携を強化し、障害のある子どもの居宅サービス、通所サービスの利用にあたっての障害児支援利用計画の作成を行とともにモニタリングを実施し、障害のある人を取り巻く環境の変化等に対応します。</p> <p>○障害児相談支援事業所の体制強化に努めます。</p>	福祉総務課
36	市相談窓口の充実	<p>○市福祉総務課の窓口において各種障害福祉サービスに関する相談、助言、情報提供を行い、高い専門性が必要とされる相談内容については、専門機関と連携を図りながら必要な支援を行います。</p> <p>○研修等への参加を通じ、相談にあたる職員の知識の向上に努めます。</p>	福祉総務課
37	基幹相談支援センターの運営	<p>○基幹相談支援センターに相談支援専門員を配置し、年齢や障害の種類を問わず、障害に関するさまざまな悩みごとや困りごとの相談に対応します。</p> <p>○基幹相談支援センターを中心に、市内の各種相談機関や、障害のある人が利用する障害福祉サービス提供事業所、医療機関、学校等との連携を強化します。</p>	福祉総務課

②情報提供の充実

No.	事業名	方向性	担当課
38	声の市民だより	<p>○「声の市民だより」により、視覚障害のある人へ市の行政情報、その他公的な情報を提供します。</p>	広報広聴課
39	情報のバリアフリー化の推進	<p>○市民だよりやホームページについて、文字の大きさやフォント、色彩などに配慮し、障害のある人にとって見やすく、わかりやすい情報の提供に努めます。</p> <p>○障害のある人の特性やニーズに対応した情報提</p>	広報広聴課

No.	事業名	方向性	担当課
		<p>供の方法等を把握し、必要に応じて導入していきます。</p>	
40	刈谷の福祉ガイド	<p>○手帳取得の手続きやサービス内容を紹介する「刈谷の福祉ガイド」を毎年度改訂し、配布します。</p> <p>○ガイドの紹介や配布の方法について研究し、サービスを必要とする人に情報が届くよう努めます。</p> <p>○市内の事業所とサービスの情報を提供します。</p>	福祉総務課

③障害のある人の権利擁護

No.	事業名	方向性	担当課
41	成年後見制度	<p>○刈谷市成年後見支援センターを運営し、成年後見制度に係る相談、手続き支援、啓発、法人後見を行います。</p> <p>○サービス利用の観点から、成年後見制度を利用する必要がある知的障害または精神障害のある人に対し、制度の利用を支援します。</p>	福祉総務課 社会福祉協議会
42	日常生活自立支援事業	<p>○判断能力が十分でない障害のある人等が、地域で自立した生活を送れるよう、日常生活自立支援事業による、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行います。</p>	福祉総務課 社会福祉協議会
43	虐待の防止と被虐待者の保護【重点】	<p>○障害者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を行います。</p> <p>○障害者虐待防止センターの機能を含め、通報・報告等にかかる体制の整備を行います。</p> <p>○被虐待者を一時的に保護できる場所を確保します。</p>	福祉総務課 子育て推進課
44	総合的な権利擁護の推進	<p>○障害のある人の増加や高齢化等に対応するため、支援体制のあり方について検討を進めます。</p>	福祉総務課 社会福祉協議会

2 自立と社会参加の基盤づくり

(1) 障害のある子どもの教育・育成

●● 現状・課題 ●●

- 障害の有無に関わらず子どもたちがのびのびと成長するには、それぞれの個性を尊重した環境を整備することが大切です。障害のある子どもや発達に遅れがある子どもに対しても、障害等の特性を踏まえた療育が必要となります。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害のある子どもへの支援体制の整備や、発達障害のある子どもへの支援の充実、医療的ケアを必要とする子どもへのケア等を進めることとなっています。
- アンケートでは、知的障害のある人で「障害の特性に合ったきめ細やかな支援」、身体障害のある人、知的障害のある人では「障害の早期発見・早期療育システムの確立」等が療育に求められています。ヒアリングでは、障害児の相談支援体制の充実を求める意見がありました。保健・医療・福祉・教育等の関係者が連携して情報を共有し、適切な療育につなげることで、切れ目のない支援を行っていくことが大切です。
- 本市では、平成30年4月より肢体不自由児向けの刈谷市立刈谷特別支援学校が小垣江東小学校敷地内に開校予定となっています。小学校に併設していることで、専門的な支援を受けながら障害のある子どもとない子どもがともに教育を受けられる環境となることが期待されています。
- 本市では、すべての保育園、幼稚園で障害のある子どもの受け入れが行われています。一方、ヒアリングでは療育から保育への移行がしにくいという意見がありました。インクルーシブ教育や統合保育など、障害の有無に関わらず子どもが成長する場が望まれています。
- 市内の市立小中学校にはすべて特別支援学級が設置されています。また、言語障害や注意欠陥多動性障害（ADHD）等、発達障害のある児童を対象とした通級指導教室を設置しています。アンケートでは、身体障害のある子ども、精神障害のある子どもでは「普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と同じ教育やサポートを受けられる環境」、知的障害のある子どもでは「普通学校の特別支援学級において、他の児童・生徒と交流しながら、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境」が高くなっており、障害の特性に合った就学環境が求められています。
- 卒業後の進路については、アンケートでは、身体障害のある子ども、精神障害のある子どもで「学校・大学・専門学校などに進学したい、している」、知的障害のある子どもでは「一般企業に就職したい、している」「福祉施設に通所したい、している」など企業や施設への就労・通所の希望が高くなっています。ヒアリングでも卒業後の雇用や居場所の確保が求められています。卒業後の進路を叶えるために在学時からの事業所や企業等との連携が求められます。

●● 取組みの内容 ●●

① 早期療育の充実

No.	事業名	方向性	担当課
45	児童発達支援センター	○しげはら園や民間事業所を児童発達支援センターとして位置づけ、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもに対し、基本的な生活習慣及び集団生活への適応性を養う早期療育を行うとともに、相談支援等の機能を整備します。	子育て支援課
46	保育及び就学前教育の充実	○障害のある子どもの理解と指導についての研修を深め、すべての保育園・幼稚園で障害のある幼児の受け入れを行います。 ○保育士や幼稚園教諭等の加配により、障害のある幼児の受け入れ体制の充実を図ります。	子ども課
47	保育カウンセラーの実施	○保育園や幼稚園に通園している障害のある子どもや保護者、保育者に対し、臨床心理士が園に訪問指導を行います。	子ども課

② 学校教育の充実

No.	事業名	方向性	担当課
48	刈谷市立刈谷特別支援学校での支援の充実	○衣浦定住自立圏域(刈谷市、知立市、高浜市)の肢体不自由のある児童生徒にとって、安心安全に学校生活を送ることができるとともに、特色と魅力のある学校づくりに努めます。	教育総務課 学校教育課
49	特別支援教育の推進	○特別支援教育コーディネーターの各校への配置や、校内委員会の設置、研究会の開催、巡回相談の実施などを通じ、障害のある児童生徒への教育体制を整備し、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。	学校教育課
50	個別教育支援計画	○一人ひとりの習熟に合った個別の教育支援計画や、個別の指導計画を作成します。	学校教育課
51	インクルーシブ教育	○インクルーシブ教育の理念に基づき、国等の動向を踏まえ、地域の学校で障害のある児童生徒が学べる環境を整備します。	学校教育課
52	通級指導の充実	○言語障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)のある児童を対象とした通級教室を設置し、指導の充実に努めます。 ○注意欠陥多動性障害(ADHD)等の児童が増加していることを踏まえ、通級教室の拡大を県に要望していきます。	学校教育課

No.	事業名	方向性	担当課
53	関係機関との連携 【重点】	<p>○刈谷市障害者自立支援協議会を中心として、教育、医療、福祉、健康、労働等の各分野が連携する体制を整備します。</p> <p>○特別支援教育連携協議会の開催を通じ、教育、医療、福祉、健康、労働等の各分野が連携した児童生徒への支援に努めます。</p> <p>○障害のある児童について、小学校入学前に個別の教育支援計画を作成し、保育園、幼稚園から小学校、中学校に至るまで、一体的な指導が行える体制を整備します。</p>	福祉総務課 学校教育課
54	支援補助員の配置	<p>○市内全小学校に学校教育活動支援指導補助員を配置するとともに、必要に応じて肢体不自由児童生徒介助支援員を配置します。</p> <p>○より継続した指導を行うため、支援員の増員・勤務日数の増加を検討します。</p>	学校教育課
55	体験学習・校外学習の推進	○各学校の特別支援学級に通級する児童生徒同士の交流を図るため、合同行事を開催します。	学校教育課
56	学校施設のバリアフリー化の推進	<p>○必要に応じてスロープの設置等を行うなど、学校施設のバリアフリー化を推進します。</p> <p>○学校施設の改築の際には、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点から建設を進めます。</p>	教育総務課
57	就学相談・情報提供の充実	○就学指導委員会の開催や、就学相談、特別支援学校への体験入学等を通じ、障害のある児童生徒の就学を支援します。	学校教育課
58	障害のある子どもの進路指導の推進	○職場実習や卒業生からの進路を学ぶ会等の実施を通じ、障害のある児童生徒が、自身の将来の進路や職業を考える機会を設けます。	学校教育課

③子育て支援の充実

No.	事業名	方向性	担当課
59	放課後児童クラブの充実	○放課後児童クラブ施設のバリアフリー化を進め、障害のある児童の受け入れに努めます。	子育て支援課 生涯学習課
60	放課後子ども教室の充実	○放課後子ども教室において、障害のある児童の受け入れに努めます。	生涯学習課
61	レスパイト事業	○夏休みなどの長期休暇における障害のある中・高校生等の日中活動の場の確保及び家族の休息を図るため、障害者支援施設等で日中において一時的に受け入れるレスパイト事業を実施します。	福祉総務課

No.	事業名	方向性	担当課
62	児童発達支援事業	○障害のある子どもの身近な療育の場として、地域の障害のある子どもを対象に、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施します。	福祉総務課
63	放課後等デイサービス	○学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりや訓練の場を提供する放課後等デイサービスを実施します。	福祉総務課
64	保育所等訪問支援事業	○保育園等を利用している障害児に対して、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。	福祉総務課
65	ファミリー・サポート・センターの充実	○ファミリー・サポート・センターに登録する援助会員への講習会等の実施により、障害のある児童への対応ができる会員の確保・養成に努めます。	子育て支援課

(2)雇用・就労

●●現状・課題●●

- 障害のある人が社会参加し自立していくためには、障害の特性に応じて就労できることが望まれます。アンケートでは、特に取り組む必要がある障害者施策について、いずれの障害でも「雇用・就労」が高くなっています。
- 平成 28 年 6 月の障害のある人の実雇用率は全国平均で 1.92%、愛知県平均で 1.85%といずれも過去最高となっていますが、法定雇用率(民間企業)の 2.0%には達していません。平成 30 年からは法定雇用率(民間企業)が 2.3%となり、精神障害のある人の雇用も算定基礎の対象となることから、今後も障害のある人の就労を拡充していく必要があります。
- アンケートによると、本市の就労の状況は身体障害のある人で 21.8%、知的障害のある人で 28.3%、精神障害のある人で 30.4%となっています。前回調査と比較すると、身体障害のある人、知的障害のある人で減少しています。ヒアリングでは、就労移行支援が機能し、障害のある人の一般就労が増加しているという意見がみられました。一方で、固定の企業のみ法定雇用率を達成しており、特に中小企業等において障害者雇用が進んでいない状況となっています。自立支援協議会の就労支援部会では、障害者就業・生活支援センターを含めた各事業所の連携も課題となっています。
- アンケートによると、就労にあたっての課題としては、働くこと自体や仕事中の体調の変化への不安があげられます。就労や就労後の定着に向けての必要な配慮では、いずれの障害においても「職場内で障害に対する理解があること」が高くなっています。平成 30 年度から新たなサービス「就労定着支援」が開始するため、サービスの利用を促進し、関係者が連携して就労後の支援を強化していく必要があります。
- 精神障害のある人や知的障害のある人では、就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型での就労も多くなっています。工賃の向上や事業所の確保等、福祉的就労の質を高めることが求められます。

●●取組みの内容●●

①雇用の場の拡大

No.	事業名	方向性	担当課
66	企業等への働きかけ	○障害のある人の雇用義務制度や、企業の社会的責任などの啓発を行います。 ○パンフレットなどの活用により、各種助成制度等の情報提供を行います。	商工業振興課
67	就労支援ネットワーク【重点】	○障害のある人の一般就労を促進するため、刈谷市障害者自立支援協議会を中心として、特別支援学校等の教育機関、公共職業安定所等の就労関係機	福祉総務課

		関、就労移行支援を行う事業所、企業等と情報を交換し、連携を図ります。	
68	市職員の障害者雇用の拡大	○刈谷市において今後も障害者雇用率が法定雇用率を上回るよう職員の計画的な採用を行います。 ○職場のバリアフリー化や就労形態の工夫により、障害のある人が働きやすい環境づくりに努めます。	人事課
69	障害者雇用企業の評価	○総合評価落札方式で行う工事入札において、障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業を評価することにより、企業における障害のある人の雇用を促進します。	契約検査課
70	障害者就業・生活支援センターとの連携強化	○西三河南部西圏域の障害のある人の就労支援に関して中心的な役割を担う、障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図ります。	福祉総務課
71	起業への支援	○刈谷市民活動支援基金の活用により、NPO法人の設立活動を支援します。 ○刈谷市民ボランティア活動センターにおける相談や講座等を通じ、NPOの設立活動を支援します。	市民協働課

②個々に応じた就労支援

No.	事業名	方向性	担当課
72	就労移行支援事業	○福祉施設から一般就労等への移行に向けて、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後における職場定着等、障害のある人の就労移行を支援します。	福祉総務課
73	就労継続支援事業	○一般就労が困難な障害のある人等を対象に、通所により働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業を行います。	福祉総務課
74	就労定着支援事業	○障害者の就労後における職場定着率の向上のために就労定着支援事業を行います。	福祉総務課
75	職親委託事業	○知的障害のある人を預かり、自立のための生活訓練や就職に必要な技能習得訓練を行う職親委託事業を行います。	福祉総務課

③総合的な就労支援施策の推進

No.	事業名	方向性	担当課
76	工賃水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○就労継続支援事業所等の工賃水準の向上を図るため、事業所製品の展示・販路拡大等に努めます。 ○「刈谷市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」を庁内に広く周知し、就労継続支援事業所等からの物品、役務の調達を拡大します。 	福祉総務課 社会福祉協議会
77	就職支度金の支給	<ul style="list-style-type: none"> ○社会復帰の促進を図ることを目的として、就労移行支援事業を利用している人が、訓練を終了し就職等により自立する場合に就職支度金を支給します。 	福祉総務課
78	障害のある人の雇用への理解促進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人を雇用している企業や、企業で活躍している障害のある人の紹介を行う等、障害者雇用への理解の促進を図ります。 	福祉総務課

(3)スポーツ、文化芸術活動

●●現状・課題●●

- 障害のある人が生きがいをもって暮らしていくことや、社会参加手段のひとつとして、スポーツや文化芸術活動への参加は重要です。国では、障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の充実として、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と「障害者学習支援推進室」の設置等を進めています。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、障害者スポーツの気運が高まっていくことが期待されます。
- アンケートでは、今後活動したいスポーツや文化芸術活動は、いずれの障害も「コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞」が高くなっています。また活動するための条件は、いずれの障害も「身近なところで活動できる」「活動情報の提供」が高くなっています。またヒアリングでは、スポーツに参加する機会・場所が不足しているという意見がみられました。
- 本市では、障害のある人のスポーツや文化芸術活動への参加にあたって、イベントの開催や活動場所の整備、経済的な援助等を行っています。今後はより多くの人に参加できるような情報提供や環境整備、活動を支援する人材の育成が求められます。

●●取組みの内容●●

①スポーツ・文化芸術活動の推進

No.	事業名	方向性	担当課
79	スポーツ大会激励金	○スポーツ大会への参加を支援するため、全国大会等に出場する障害のある人に激励金を交付します。	福祉総務課
80	スポーツ活動への参加支援	○スポーツ活動への障害のある人の参加を支援するためのボランティアや指導者の育成に努めます。 ○総合型地域スポーツクラブ等で、障害のある人も参加できるプログラムの提供に努めます。	スポーツ課
81	スポーツ教室の開催	○一人でも多くの人々がスポーツに親しめるよう、障害のある人が参加できるスポーツ教室を開催します。	福祉総務課 社会福祉協議会
82	文化芸術活動機会の充実	○障害のある人が開催・参加する作品展・文化展等を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
83	企画展の無料化	○障害のある人が文化芸術作品にふれられるよう、企画展の無料化を実施します。	文化観光課

②参加しやすい環境の整備

No.	事業名	方向性	担当課
84	文化施設等のバリアフリー化の推進	○文化施設等において、車いすトイレや車いす用観客席の整備、施設へのエレベーターの設置等を進め、障害のある人が安心して活動できる環境を整備します。	生涯学習課 文化観光課
85	磁気ループシステムの活用	○講演会において、磁気ループシステムの使用により、聴覚障害のある人が参加しやすい環境づくりを進めます。また、市民大学講座については手話通訳・要約筆記を配置します。	生涯学習課
86	市立図書館サービスの充実	○大活字本や録音図書等の充実、対面朗読や音訳資料の配送サービスの充実を図り、視覚障害のある人の利用を促進します。 ○ボランティアによる朗読サービスの活動を支援します。	生涯学習課

3 人にやさしいまちづくり

(1)まちづくり

●●現状・課題●●

- 障害のある人の通学・通勤・通所等や、地域での活動を円滑にするにあたって、まちのバリアフリー化は不可欠です。アンケートによると、市内の道路や施設のバリアフリー化への満足度は50%程度となっています。
- アンケートでは、外出時に困っていることとして、身体障害のある人では「歩道、通路の段差、障害物」「建物の階段・段差」「トイレの利用」、知的障害のある人、精神障害のある人では「緊急時の対応」「交通手段がない、少ない」があげられました。また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の推進にあたって、あらゆる場面で合理的配慮の提供が求められますが、アンケートでは、建物、公共交通機関等の利用に関しての配慮が特に求められています。
- ヒアリングでは、市内のバリアフリーは昔と比べて進んできているという意見がみられましたが、一方で、駅周辺や道路のバリアフリー化や、自動車、自転車のマナーについて課題があげられました。障害の特性や個々で求められる配慮は異なるため、人や場面に応じた対応や意識づけが大切です。また、移動支援についての要望は高く、公共施設連絡バスの拡充が特に求められています。
- 近年、東日本大震災や熊本地震などの地震が発生するなかで、障害のある人の避難生活等、災害時支援について課題がみられます。今後、本市でも東南海地震などの大規模な地震発生により甚大な被害が想定されるため、情報の入手や避難等、災害時の支援体制を整備しておく必要があります。
- アンケートでは、災害時に困ることとして、身体障害のある人では「避難場所の設備が使えるか不安（トイレ・段差など）」、精神障害のある人では「避難場所での薬の確保や医療ケアなどが不安」、知的障害のある人では「避難場所で周りの人から障害の理解を得られるか不安」が高く、障害により求められる支援に差がみられます。
- ヒアリングでは、市内の事業所において何らかの災害時対策が行われていることがわかりました。一方で、障害の特性に合わせた避難場所の確保や、備品や設備の整備、連携体制構築を求める意見がみられます。また、特に避難にあたっては地域の理解や連携が求められており、日頃からのコミュニケーションや、避難訓練への参加などにより関係性を構築することが課題となっています。

●● 取組みの内容 ●●

①ユニバーサルデザインのまちづくり

No.	事業名	方向性	担当課
87	公共施設等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○新設する公共施設について、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を行います。 ○既存の公共施設について、利用者の要望を把握しながらバリアフリー化を推進します。 ○投票所入り口の段差へのスロープ設置や、点字投票、代理投票などの制度について周知を行い、障害のある人が選挙に参加する機会を保障します。 	施設保全課 総務文書課
88	民間施設のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の民間施設に対し、バリアフリー化に関する啓発活動を行います。 ○多くの市民が利用する医療機関や金融機関、飲食店など、公共性の高い民間施設のバリアフリー化に対し、補助を行うとともに、制度を周知し利用を促進します。 	建築課
89	わかりやすいサインの研究	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の案内板等の新設、修正において、障害のある人にもわかりやすい表示や色彩、デザインとなるよう努めます。 	都市交通課

②安全な移動の確保

No.	事業名	方向性	担当課
90	文字情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○駅の改札口やホームで列車の遅れや緊急情報を、音声だけでなく電光掲示板などによる文字情報の充実が図られるよう、団体等と連携しつつ、事業者に働きかけていきます。 	福祉総務課 都市交通課
91	刈谷市公共施設連絡バスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○刈谷市公共施設連絡バスを運行し、障害のある人や高齢者等の社会参加を促進します。 ○刈谷市公共施設連絡バスの利用者数が増加していることを踏まえ、新路線の増設やバス停のシェルター、ベンチ等の整備を推進します。 	都市交通課
92	安全な歩行空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○電線類の地中化、自転車と歩行者の分離を行うなど、誰もが歩きやすい安全な歩行空間の創出を図ります。 ○段差の解消などを考慮した歩道整備等を推進します。 	道路建設課

③防犯・防災対策の推進

No.	事業名	方向性	担当課
93	防災に関する啓発の推進	<p>○防災に関する広報や、地域の自主防災訓練への支援、防災講話の実施等を通じ、地域の防災活動を支援するとともに、障害のある人の防災訓練への参加を促進します。</p> <p>○要望に応じて、障害者福祉施設等に対し防災知識の普及や啓発を行います。</p>	危機管理課 福祉総務課
94	避難行動要支援者の把握と地域のネットワークの構築	<p>○地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の把握を進めるとともに、個人情報等に配慮しながら情報の一元化と共有体制を整備します。</p> <p>○地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の個別支援計画を作成していきます。</p>	危機管理課 福祉総務課
95	災害時等の情報伝達	<p>○同報系防災行政無線やFM放送を活用した防災ラジオ、メール配信サービスなどを用いた、障害のある人等への情報伝達体制の整備に努めます。</p>	危機管理課
96	避難場所における配慮	<p>○避難所において障害のある人が健常者と同様に避難所生活に困らないよう、必要な配慮に関するルール作りに努めます。</p> <p>○関係機関と連携し、医療救護所、福祉避難所及び一般避難所の福祉スペースの充実を図ります。</p> <p>○聴覚障害のある人に状況説明や物資の配給等の情報が伝わるよう、文字情報を提供します。</p> <p>○医師会等関係団体との連携のもと、災害時の医療体制を整備します。</p>	危機管理課 福祉総務課 健康推進課 子育て支援課 教育総務課
97	防犯対策の推進	<p>○市民だより等で、家庭における防犯対策などの啓発を行います。</p> <p>○刈谷市メール配信サービスを活用し、防犯に関する情報を提供し、注意を促します。</p> <p>○市民相談や消費生活相談を実施します。</p>	くらし安心課

(2) 障害と障害のある人への理解

●● 現状・課題 ●●

- 国では、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、障害の有無に関わらず共生できる社会をめざすために「差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められています。一方アンケートでは、いずれの障害においても「障害者差別解消法」の認知度は低くなっています。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。精神障害や知的障害、身体障害の内部障害等は、見た目からは障害がわかりづらいため、正しく理解できるよう啓発することが大切です。
- アンケートでは、特に取り組む必要がある障害者施策として、いずれの障害でも「障害と障害のある人への理解」が高くなっています。また、障害の理解に必要だと思うことについては、いずれの障害も「障害のある人の社会参加（就労・就学など）」が高く、精神障害のある人では「学校での障害に関する教育や情報提供」も高くなっています。
- 障害に対する適切な理解や、接し方等を学ぶためには、啓発や教育により正しい知識を得ることや、交流等により実際にコミュニケーションをとることが大切です。本市では、小中学校で福祉実践校として障害体験等を行っています。また、障害のある人とない人が交流するイベント等を実施しています。
- ヒアリングでは、理解を促進する講座の充実や、地域での交流の場や機会、またイベントの実施については、障害のある人とない人がより深く接することが求められています。交流の機会だけでなく、内容についても充実させていく必要があります。

●● 取組みの内容 ●●

① 広報・啓発の推進

No.	事業名	方向性	担当課
98	市民の理解促進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ○市民だよりやホームページ、社会福祉協議会の機関紙等を通じ、障害や障害のある人への理解を進める広報・啓発活動を行います。 ○障害特性の理解と対応方法について広報・啓発活動を行います。 ○「障害者週間」や障害者に関するマークの普及等について周知を図ります。 ○障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別解消法の周知を行います。 	福祉総務課 社会福祉協議会
99	市職員等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員を対象として福祉体験研修や人権研修等を実施し、障害の特性や障害のある人についての理解の促進を図ります。 	人事課

②福祉教育の推進

No.	事業名	方向性	担当課
100	学校における福祉教育の推進	<p>○小中学校において、社会福祉協議会との連携による福祉実践教育を実施します。講義やボランティア体験学習等の実施により、障害者福祉等に関する知識や理解を深め、将来的なボランティアの担い手の育成を図ります。</p> <p>○小中学校の「総合的な学習の時間」等の中で、福祉をテーマとした学習を進めます。</p> <p>○交流学习を通じて、障害のある児童生徒についての正しい理解と接し方のマナーを身につけていきます。</p>	<p>学校教育課 社会福祉協議会</p>
101	教職員の障害者理解	<p>○小中学校の教職員を対象に研修等を実施し、障害と障害のある児童生徒についての知識を深めます。</p>	<p>学校教育課</p>

③交流活動の推進

No.	事業名	方向性	担当課
102	施設祭り・イベントの開催支援	<p>○障害者支援施設等において、地域住民との交流が図られるよう、夏祭り等のふれあいの場づくりを支援します。</p> <p>○障害のある人に対し、各種行事等に障害のある人が参加しやすくなるよう、啓発を行います。</p>	<p>福祉総務課 社会福祉協議会</p>
103	児童生徒の交流	<p>○障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を深めるため、特別支援学校と小中学校、保育園、幼稚園等との交流の機会を設けます。</p>	<p>学校教育課 子ども課</p>

(3) 地域福祉の推進

●● 現状・課題 ●●

- 国では、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生の実現に向けて、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの相互または一体的な利用の仕組みづくりや住民団体等によるインフォーマル活動への支援等を進めることとなっています。
- 市内では、様々なボランティア団体が活動しており、コミュニケーションの支援や、障害の理解を促進する取り組みを行っています。アンケートによると、障害のある人が求めるボランティアについて、「病院等への送迎・外出介助」「話し相手、相談相手」が高く、障害のある人のニーズを踏まえてボランティアの確保・育成をしていくことが求められます。
- アンケートでは、今後参加したい地域の活動や行事について、いずれの障害でも「地域の行事・イベントへの参加」が高く、参加条件としては、いずれの障害でも「障害のある人もない人も一緒に活動できる」が高くなっています。ヒアリングでも、学校を卒業した後の地域での居場所づくりが求められているため、障害の有無に関わらず、地域で交流できる機会が必要となっています。

●● 取組みの内容 ●●

① 地域福祉活動の推進

No.	事業名	方向性	担当課
104	ボランティアの育成と活動支援	○刈谷市民ボランティア活動センターと社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティアに関する情報提供や相談、活動のコーディネートを行います。	市民協働課 社会福祉協議会
105	地域住民の理解と支援	○障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境づくりや、災害時の避難支援の充実に向け、地域の支え合い・助け合い活動を促進します。 ○地区社会福祉協議会の活動支援を行い、地域の支え合い・助け合い活動を促進します。	福祉総務課 社会福祉協議会
106	障害のある人の社会貢献活動の支援	○障害のある人が他の障害のある人を支援する「ピアサポート」「ピアカウンセリング」などの障害のある人が行う社会貢献活動を促進します。	福祉総務課

②関係団体との連携

No.	事業名	方向性	担当課
107	民生・児童委員の活動促進	○地域の福祉活動の相談役、推進役として重要な役割を担う民生委員・児童委員に対し、障害や障害のある人に関する知識を深めるための研修等の開催や関係機関との連携について支援します。	福祉総務課
108	当事者団体の活動への支援	○活動場所や情報の提供などを通じ、団体の主体性を尊重した活動支援を行います。 ○希望する人が加入できるよう、当事者団体の活動のPRを行います。	福祉総務課

II 第5期障害福祉計画

第1期障害児福祉計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)は、施行後 3 年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討が行われ、平成 28 年 5 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(「障害者総合支援法」「児童福祉法」の一部改正)が成立しました。

改正の内容には、障害のある人の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等が盛り込まれています。また、各市町村では、引き続き「障害者総合支援法」に基づき「障害福祉計画」を策定するとともに、「児童福祉法」の改正では新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられています。

本市ではこれまで「障害福祉計画」に基づき、障害のある人の現状を鑑みながら障害福祉サービスの円滑な提供を図ってきました。この度、「第 4 期障害福祉計画」の期間満了及び「障害児福祉計画」の策定が義務化されたことを踏まえ、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を明らかにした「第 5 期障害福祉計画」「第 1 期障害児福祉計画」を一体的に策定します。

(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について

平成 28 年 5 月に改正された「障害者総合支援法」「児童福祉法」では、障害のある人の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が示され、新たなサービスの創設やこれまでの障害福祉サービスの範囲の拡充等が進められることとなっています。

また、法改正に伴い「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」が行われ、新たな成果指標の設定等が示されています。

■ 「障害者総合支援法」「児童福祉法」改正の概要

●● 趣旨 ●●

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

●● 概要 ●●

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

■第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定に係る基本指針の主な内容

●●主なポイント●●

- 地域における生活の維持及び継続の推進
地域生活支援拠点等の一層の整備、基幹相談支援センターの設置促進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援
就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
障害児福祉計画の作成義務化、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等
- 地域共生社会の実現に向けた取組
地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作り、専門的な支援を要する者に対する包括的かつ総合的な支援体制の構築
- 発達障害者支援の一層の充実
達障害者支援地域協議会設置が重要、発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮

●●成果目標に関する事項●●

- 施設入所者の地域生活への移行（継続）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）
- 地域生活支援拠点等の整備（継続）
- 福祉施設から一般就労への移行（拡充）
- 障害児支援の提供体制の整備等（新規）

●●その他●●

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 難病患者への一層の周知
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

2 計画の性格

「第5期刈谷市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけ、障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス見込み量等の目標値やサービス見込み量を明らかにします。

「第1期刈谷市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけ、障害児通所支援及び障害児相談支援等の見込み量について明らかにするものです。

なお、障害者の福祉全般に関する計画として、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」を策定するため、本計画における理念や基本的な方針等は「刈谷市障害者計画」に基づくものとなります。

3 計画の期間

「第5期刈谷市障害福祉計画」「第1期刈谷市障害児福祉計画」の計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化などを踏まえ、見直しの必要がある際は柔軟に対応します。

H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
		第5期刈谷市障害福祉計画 第1期刈谷市障害児福祉計画						
		刈谷市障害者計画						

4 障害福祉サービスの利用状況

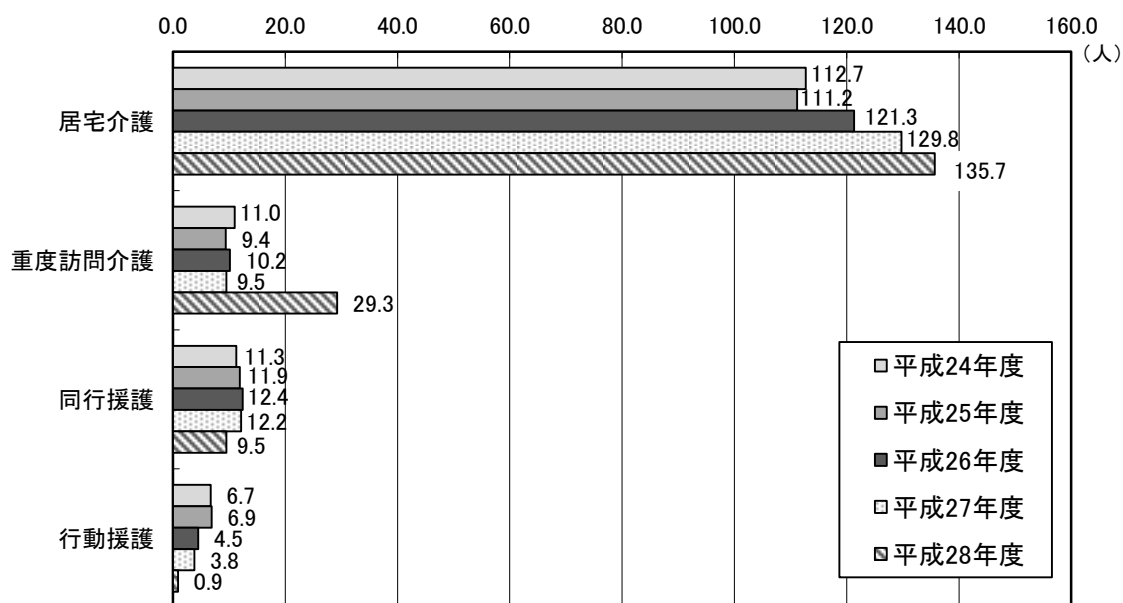
(1) 訪問系サービス

「居宅介護」は利用人数、利用時間数ともに増加傾向となっています。「重度訪問介護」の利用人数は平成27年度から28年度にかけて大きく増加しています。「同行援護」「行動援護」の利用人数は減少傾向、「重度障害者等包括支援」は利用がありません。

■ 訪問系サービスの利用状況

区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
居宅介護	人/月	112.7	111.2	121.3	129.8	135.7
	時間/月	1,217.9	1,172.1	1,308.7	1,506.0	1,664.7
重度訪問介護	人/月	11.0	9.4	10.2	9.5	29.3
	時間/月	1,961.3	1,834.8	1,406.1	1,572.6	1,624.5
同行援護	人/月	11.3	11.9	12.4	12.2	9.5
	時間/月	84.4	103.1	130.3	86.7	86.0
行動援護	人/月	6.7	6.9	4.5	3.8	0.9
	時間/月	51.8	36.0	27.2	27.5	4.2
重度障害者等包括支援	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

■ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用人数の推移（人/月）



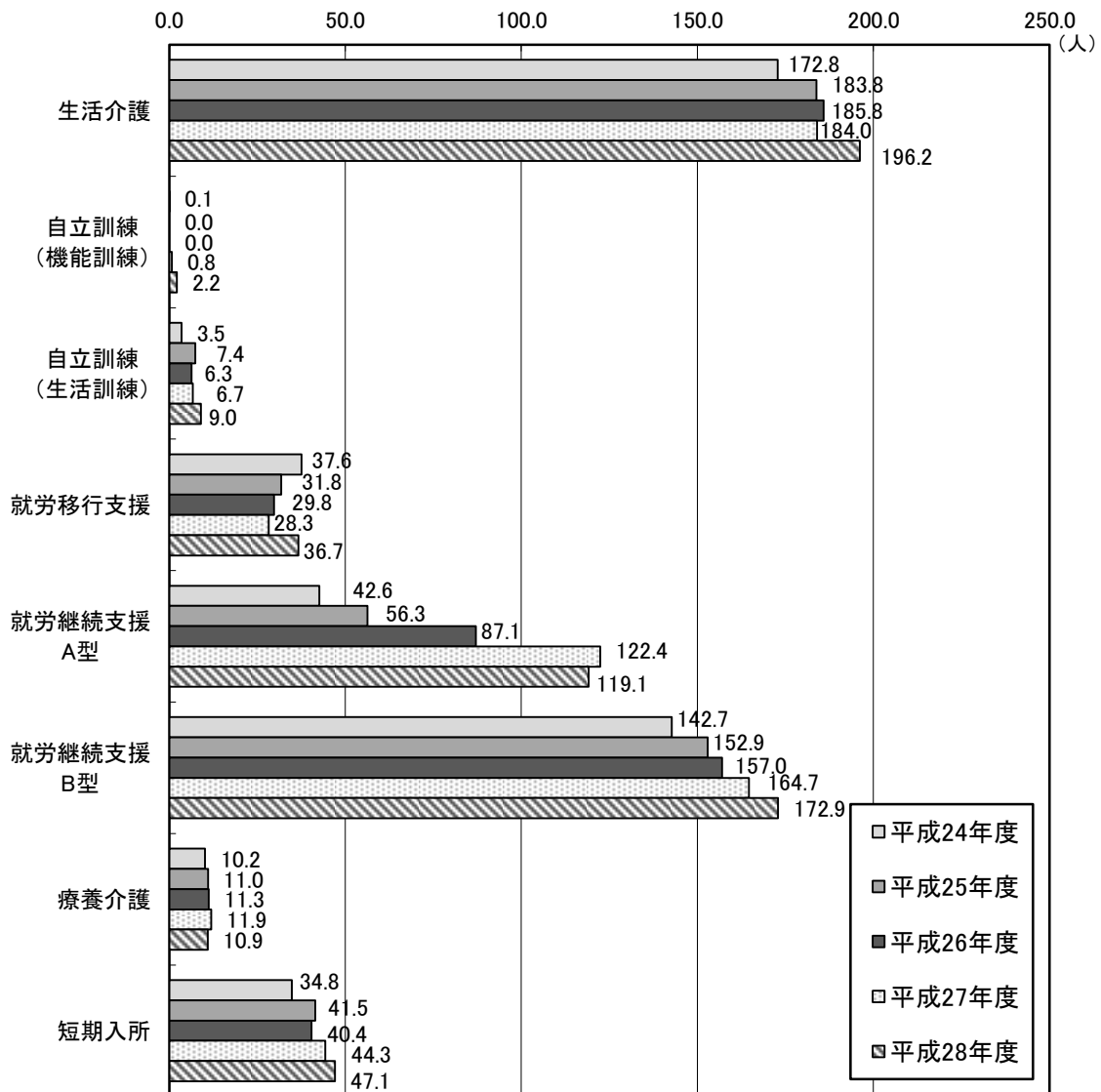
(2) 日中活動系サービス

「生活介護」「就労継続支援B型」の利用人数が増加しています。「自立訓練（生活訓練）」「就労継続支援A型」「短期入所」も増加傾向にあります。「就労移行支援」は平成24年度から27年度にかけて減少していましたが、平成28年度では増加しています。

■日中活動系サービスの利用状況

区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生活介護	人/月	172.8	183.8	185.8	184.0	196.2
	時間/月	3,283.7	3,473.8	3,461.4	3,510.1	3,610.1
自立訓練（機能訓練）	人/月	0.1	0.0	0.0	0.8	2.2
	時間/月	0.1	0.0	0.0	6.0	15.8
自立訓練（生活訓練）	人/月	3.5	7.4	6.3	6.7	9.0
	時間/月	33.3	24.4	30.2	56.3	83.7
就労移行支援	人/月	37.6	31.8	29.8	28.3	36.7
	時間/月	694.2	553.1	465.6	457.2	586.9
就労継続支援A型	人/月	42.6	56.3	87.1	122.4	119.1
	時間/月	783.6	1,068.6	1,641.4	2,306.8	2,266.8
就労継続支援B型	人/月	142.7	152.9	157.0	164.7	172.9
	時間/月	2,443.7	2,625.2	2,708.3	2,808.0	2,974.0
療養介護	人/月	10.2	11.0	11.3	11.9	10.9
短期入所	人/月	34.8	41.5	40.4	44.3	47.1
	時間/月	136.8	150.1	182.3	222.8	253.2

■日中活動系サービスの利用人数の推移（人／月）



(3) 居住系サービス

「グループホーム（共同生活援助）」は、平成26年度に「ケアホーム（共同生活介護）」と統合されたため平成25年度から26年度にかけて利用者が増加していますが、その後も継続して増加傾向にあります。

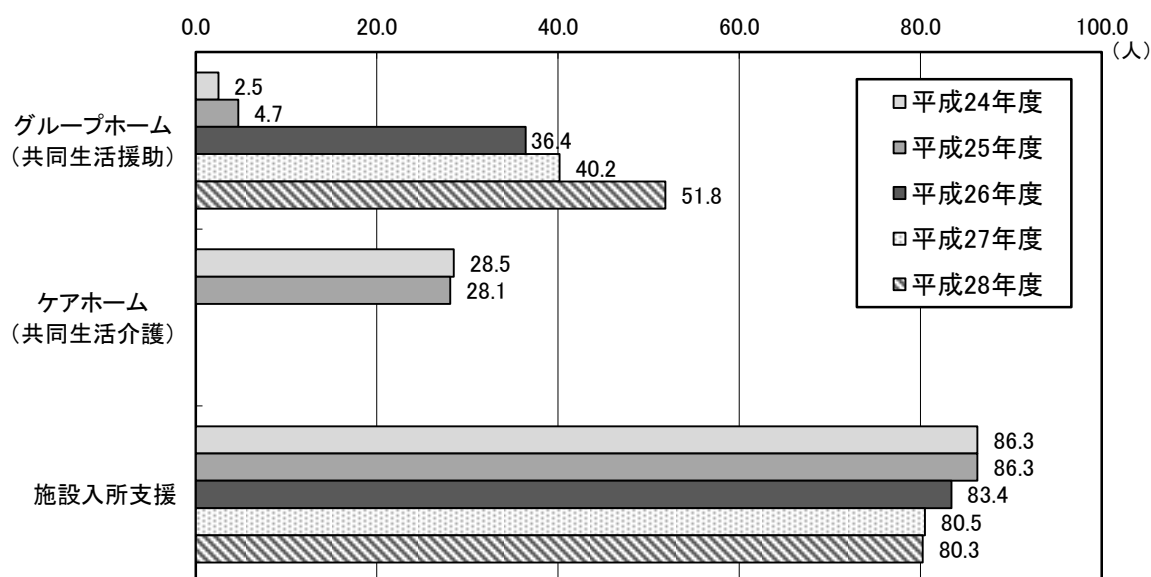
「施設入所支援」は、利用者数が減少しています。

■ 居住系サービスの利用状況

区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
グループホーム (共同生活援助)	人/月	2.5	4.7	36.4	40.2	51.8
ケアホーム (共同生活介護)	人/月	28.5	28.1			
施設入所支援	人/月	86.3	86.3	83.4	80.5	80.3

※平成26年度よりケアホーム（共同生活介護）はグループホーム（共同生活援助）に統合。

■ 居住系サービスの利用人数の推移（人/月）



(4)相談支援

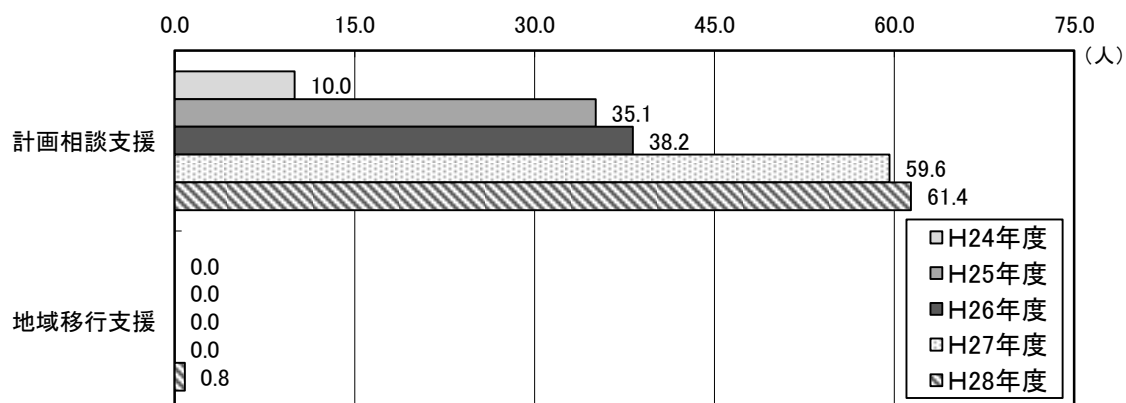
「計画相談支援」は、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成することが義務付けられたため、平成27年度まで利用者が増加していますが、平成28年度では減少しています。

「地域移行支援」は平成28年度に実績がありますが、「地域定着支援」は本市での利用はまだありません。

■相談支援の利用状況

区分	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
計画相談支援	人/月	10.0	35.1	38.2	59.6	61.4
地域移行支援	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
地域定着支援	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

■相談支援の利用人数の推移（人／月）



5 地域生活支援事業の利用状況

【必須事業】

(1) 相談支援事業

「障害者相談支援事業」は、平成28年度、市内4か所で実施しています。

「基幹相談支援センター」は、平成28年度に設置され、障害に関するさまざまな悩みごとや困りごとを相談する最初の窓口として機能しています。

■相談支援事業の状況

区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害者相談支援事業	か所	2	3	4	4	4
基幹相談支援センター	か所	0	0	0	0	1

(2) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」は、平成28年度まで利用実績がありません。

■成年後見制度利用支援事業の状況

区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0	0	0

(3) 意思疎通支援事業

「手話通訳者設置事業」「手話通訳者派遣事業」「要約筆記者派遣事業」は、いずれの利用者数も増加傾向にあります。

■意思疎通支援事業の状況

区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手話通訳者設置事業	件	847	1,087	829	915	1,109
手話通訳者派遣事業	件	169	278	260	261	286
要約筆記者派遣事業	件	11	11	9	9	6

(4)日常生活用具費支給事業

「日常生活用具費支給事業」は、それぞれ年度によって支給件数が増減しています。スト
マ用装具をはじめとする排せつ管理支援用具の支給件数が、特に増加傾向にあります。

■日常生活用具費支給事業の状況

区分	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護・訓練支援用具	件	4	4	4	11	7
自立生活支援用具	件	23	18	30	8	13
在宅療養等支援用具	件	16	36	23	33	30
情報・意思疎通支援用具	件	14	21	20	17	22
排せつ管理支援用具	件	1,719	1,881	1,685	2,247	2,254
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	0	0	0

(5)手話奉仕員養成研修事業

「手話奉仕員養成講座」の修了者数は、年度によって増減していますが、平成 28 年度は大
きく減少しています。

■手話奉仕員養成研修事業の状況

区分	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手話奉仕員養成講座	人	9	19	15	33	8

(6)移動支援事業

「移動支援事業」については、サービス事業所数は近年横ばいとなっています。利用者数
は年度によって増減しています。

■移動支援事業の状況

区分	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
移動支援事業	か所	24	25	26	29	26
	人/月	90.3	90.6	83.4	76.3	81.7
	時間/月	845.7	810.9	719.6	678.8	722.9

(7) 地域活動支援センター事業

「地域活動支援センター事業」の利用者数は横ばいとなっています。

■地域活動支援センター事業の状況

区分	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地域活動支援センター事業	か所（市内）	2	2	2	2	2
	人/月（市内）	47	62	66	57	61
	人/月（市外）	1	2	3.5	3.1	4.5

【任意事業】

(8) 日常生活支援

「移動入浴」の利用者数は6人程度、日中一時支援事業の利用者数は近年 50 人～60 人程度、生活サポート事業の利用者数は1人程度となっています。

■日常生活支援の状況

区分	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
移動入浴	人/月	6.8	6.7	6.1	6.7	6.1
日中一時支援事業	人/月	52.9	59.8	71.5	62.3	57.1
	回/月	372.4	388.1	420.5	383.7	334.3
生活サポート事業	人/月	2.3	1.3	1.0	1.0	0.7

(9) 社会参加支援

「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」「文化芸術活動振興」の講座数、定員数は横ばいとなっています。

■社会参加支援の状況

区分	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	講座数	4	4	4	4	4
	定員数	180	180	180	180	180
文化芸術活動振興	講座数	5	5	5	5	5
	定員数	100	100	100	100	100
自動車運転免許取得・改造助成	人	16	12	9	11	8

(10) 就業・就労支援

「更生訓練費給付」「知的障害者職親委託」の利用者は、近年みられません。

■就業・就労支援の状況

区分	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
更生訓練費給付	人/月	2	0.6	0	0	0
知的障害者職親委託	人	1	0	0	0	0

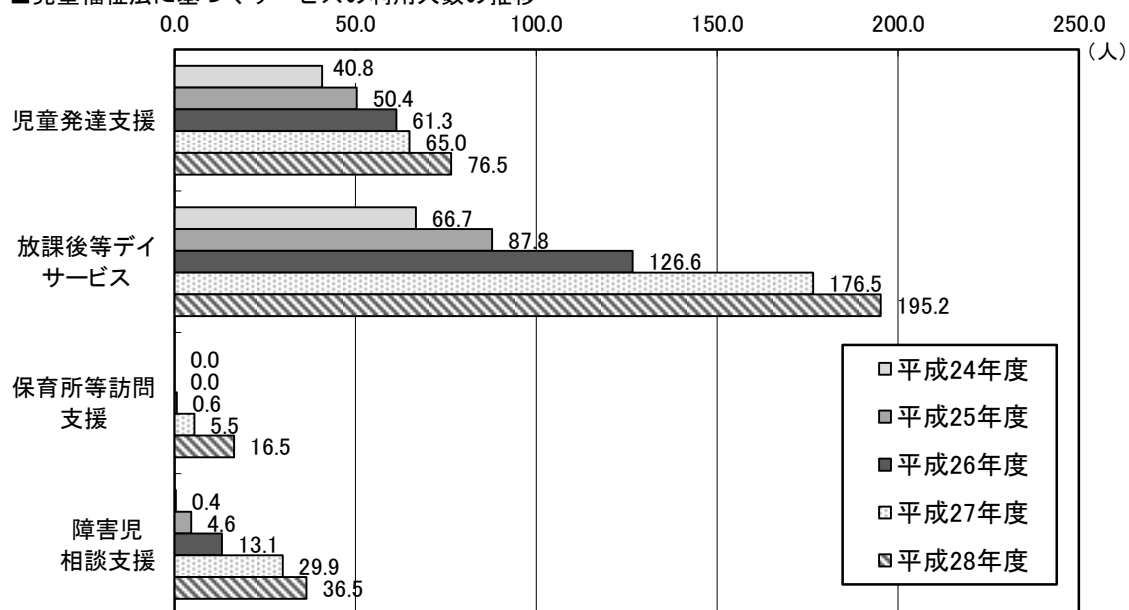
6 児童福祉法に基づくサービスの利用状況

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」の利用者数は、継続して増加しています。「保育所等訪問支援」の利用者数は、平成 26 年度のサービス開始以降、利用者が増加しています。

■児童福祉法に基づくサービスの利用状況

区分	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童発達支援	人/月	40.8	50.4	61.3	65.0	76.5
放課後等デイサービス	人/月	66.7	87.8	126.6	176.5	195.2
保育所等訪問支援	人/月	0.0	0.0	0.6	5.5	16.5
障害児相談支援	人/月	0.4	4.6	13.1	29.9	36.5

■児童福祉法に基づくサービスの利用人数の推移



第2章 成果目標の設定

1 国の成果目標

障害福祉計画・障害児福祉計画では、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「地域生活支援拠点等の整備」「福祉施設から一般就労への移行等」「障害児支援の提供体制の整備等」の5つの項目において、計画期間内に達成すべき成果目標を設定します。

■障害福祉計画・障害児福祉計画において設定する成果目標（国の基本指針より）

項目	国の基準
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成 28 年度末の施設入所者数の 9 %以上が地域生活へ移行。
	平成 28 年度末の施設入所者数から 2 %以上削減。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。(困難な場合は、複数市町村による共同設置でも可)
地域生活支援拠点等の整備	障害者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。
福祉施設から一般就労への移行等	平成 28 年度実績の 1.5 倍以上。
	就労移行支援事業の利用者数が平成 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加。
	就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上
	就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。
障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。(困難な場合は、圏域での設置でも可)
	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。(困難な場合は、圏域での確保でも可)
	医療的ケア児支援のために、平成 30 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。(困難な場合は、圏域での設置でも可)

2 本市の成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成 28 年度末時点の施設入所者の 9 %以上が平成 32 年度末までに地域生活に移行することとされています。また、平成 28 年度末時点の施設入所者から平成 32 年度までに 2 %以上を削減することとされています。

項目	数値
【基準数】平成 28 年度末の施設入所者数	人
【成果目標】地域生活への移行者数	人（基準数の %）
【成果目標】施設入所者数の削減数	人（基準数の %）

【目標達成に向けた取り組み】

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する（困難な場合は、複数市町村による共同設置でも可）とされています。

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場	

【目標達成に向けた取り組み】

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することとされています。

項目	目標
地域生活支援拠点等の設置	

【目標達成に向けた取り組み】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、一般就労移行者数が平成28年度実績の1.5倍以上、就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末の利用者数の2割以上、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることとされています。

項目		数値
一般就労移行者数	【基準数】平成28年度の一般就労移行者数	人
	【成果目標】一般就労移行者数	人（基準数の %）
就労移行支援事業利用者数	【基準数】平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	人
	【成果目標】就労移行支援事業利用者数	人（基準数の %）
【成果目標】就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数		%
【成果目標】就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率		%

【目標達成に向けた取り組み】

(5)障害児支援の提供体制の整備等

国の指針では、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保、平成30年度末までに各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置することとされています。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	
保育所等訪問支援の利用体制の構築	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保	
平成30年度末までに、医療的ケア児支援のために各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	

【目標達成に向けた取り組み】

第3章 障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービスの見込み

2 地域生活支援事業の見込み

3 第1期障害児福祉計画に関するサービスの見込み

Ⅲ 計画の推進体制

1 計画の広報・周知

(1) 市民・地域への周知・情報伝達

計画の推進にあたっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。計画書概要版の配布やホームページでの公表などさまざまな媒体を通じて、本計画を広く市民に周知します。特に、障害や障害のある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯などの取組みは、地域との連携や、地域住民の主體的な取組が不可欠であることから、関係課との連携のもとで重点的な広報を行います。

(2) 障害のある人やその家族への周知・情報伝達

障害のある人への周知にあたっては、当事者や家族などの意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。

2 計画の推進

(1) 障害福祉サービスの円滑な提供

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の提供を行います。

障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や西三河南部西圏域の市とともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

(2) 庁内関係課との連携

計画を円滑に推進していくため、福祉総務課が中心となり、保健、医療等の福祉分野をはじめ、教育、就労、まちづくりなど障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。

(3) 団体、事業者、その他専門機関等の関係機関との連携

障害福祉施策を総合的に推進には、行政だけでなく地域や団体、事業所等様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、ハローワーク等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながらか連携強化を図ります。

また、障害者自立支援協議会や随時開催する各部会、ワーキンググループは各関係機関が一堂に会する場であるため、現状・課題の共有や、今後の取り組みの協議の場として機能するよう運営を行います。障害者自立支援協議会では、相談支援事業者の運営評価や困難事例に対応するための調整、ネットワークの構築等を行います。障害者自立支援協議会の各部会やワーキンググループでは、住まい、相談支援、施設整備等の具体的な協議を行うとともに各種関係機関の有する情報やノウハウの共有化を図ることができるよう支援します。

(4) 国や県、近隣市町との連携

本計画は、国の法律、制度、県の方向性等を踏まえて策定しているため、国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障害者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、西三河南部西圏域の市をはじめ、近隣市や県との情報交換や連携を行い、対応に努めます。

(5) 国の動向に対応した見直し、変更点等の周知について

今後、国から障害者制度に関する改正等があった場合、その内容を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。計画の内容に変更が生じた場合、速やかに変更点を市民、サービス提供事業者、関係機関、団体等に周知します。

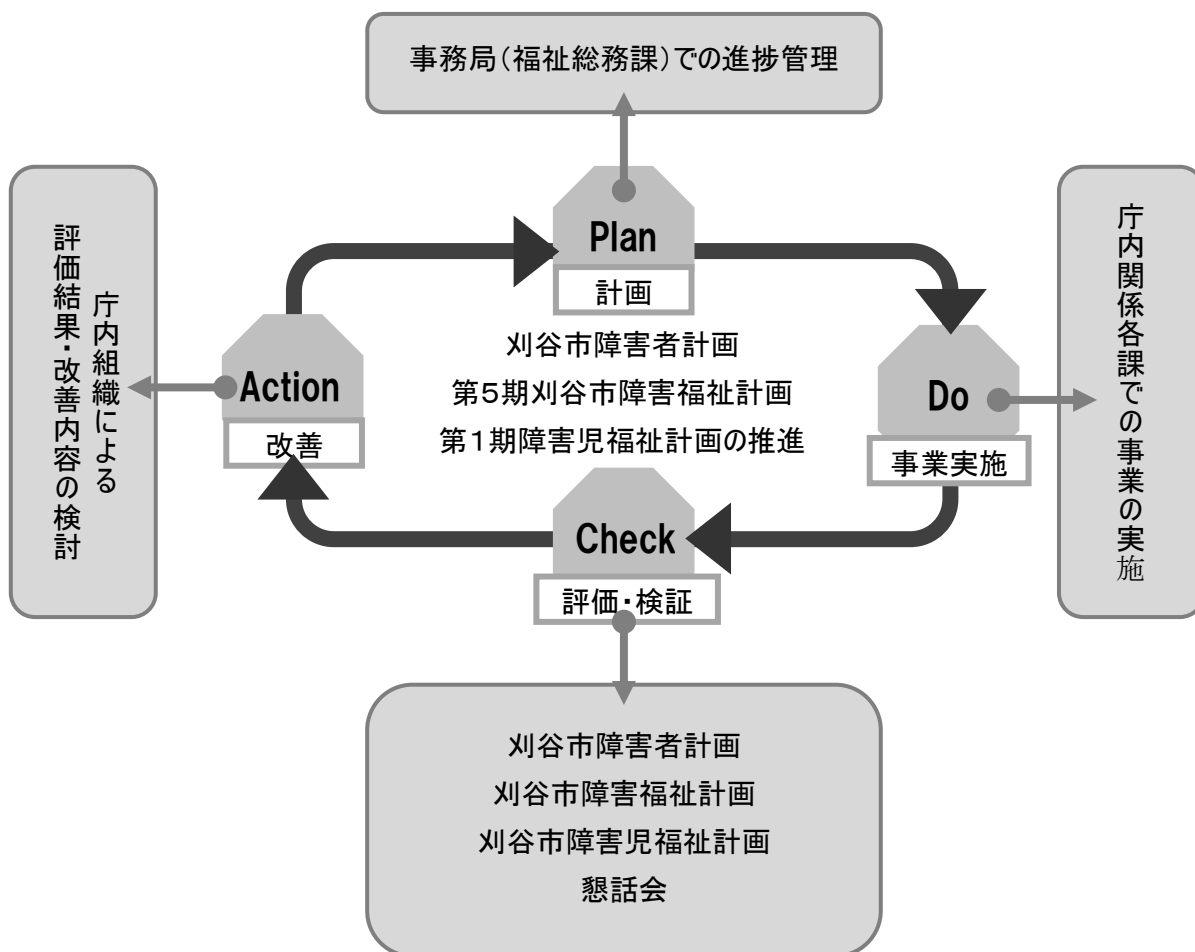
3 計画の進捗管理

(1) 計画の進捗管理手法について

本計画を着実に実行していくため、障害福祉計画、障害児福祉計画の成果目標の達成状況をはじめとして、PDCA サイクルに基づいて毎年、進捗状況の定期的な確認を行います。その結果について、刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会に報告し、市民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行います。

(2) 庁内の連携体制について

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課からなる推進組織を設置し、定期的な協議を行います。



資料編

1 策定経過

2 懇話会

3 用語解説
